

減免対象	減免内容	
	㉞	㉟
12. ㉞のみにある減免対象 寺島藏人彫刻、泉鏡花記念館、金沢蓄音器館、徳田秋聲記念館又は金沢市立安江金箔工芸館を当日又は前日において観覧したことを証するものを提示した者	団体扱い (泉鏡花記念館、金沢蓄音器館、徳田秋聲記念館及び金沢市立安江金箔工芸館に限る。)	㉟
13. ㉞のみにある減免対象 有効期間内の兼六園周辺文化施設鑑賞バスポートを提示した者	団体扱い (金沢文芸館を除く。)	
14. ㉞のみにある減免対象 市内の区域内において運行される路線バスの1日乗車券(当該乗車券の有効日当日に限り、回数に制限なく乗車できるものをいう。)を提示した者	団体扱い (1日乗車券の有効日に限り、金沢文芸館を除く。)	

㉟金沢21世紀美術館条例施行規則

表39 観覧料

減免対象	減免内容	
	㉞	㉟
1. 小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者が教育課程に基づき教科の学習の一環として特別展を観覧する場合	免除	
2. 小学生、中学生若しくは高校生又はこれらに準ずる者の引率者が教育課程に基づき教育活動としてコレクション展又は特別展を観覧する場合	免除	
3. 国内外の美術その他の芸術に関する大学又は大学院の教員又は学生が美術教育又は学習活動の一環としてコレクション展又は特別展を観覧する場合	免除	
4. 特別展と同日中にコレクション展を観覧する場合	免除	
5. 市内に居住する者が美術奨励の日(毎月の第2土曜日をいう。)にコレクション展を観覧する場合	免除	
6. 身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)がコレクション展又は特別展を観覧する場合	観覧料の2割に相当する額の減額	
7. 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)がコレクション展又は特別展を観覧する場合	観覧料の2割に相当する額の減額	

また、減免内容の比較は以下のとおりである。

㉞金沢市立博物館等施設入場料減免取扱要綱

㉟金沢市歴史的観光施設観覧料及び観光駐車場料金減免取扱要綱

減免対象	減免内容	
	㉞	㉟
1. ㉞のみにある減免対象 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日号外法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助者	高齢者扱い (金沢文芸館を除く。)	㉟
2. 前号に規定するもの及び高齢者が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日に観覧しようとするとき	免除	免除
3. 第1号に規定するものが障害者基本法(昭和45年法律第84号)第7条第2項に規定する障害者週間の期間中に観覧しようとするとき	免除	免除
4. 学校の教育課程に基づき教育活動として観覧しようとする小・中学校及び高等学校の児童又は生徒の引率者	免除	免除
5. 社団法人日本博物館協会会員証又は石川県博物館協議会会員証を所持する者	免除	免除
6. 金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う社会教育法(昭和24年法律第207号)に基づき社会教育活動の一環として観覧しようとする青少年、成人及びその引率者	免除	免除
7. 本市又は教育委員会が主催又は共催する事業で、市民の教養の向上及び文化の発展に役立つと認められる事業の参加者として観覧しようとする者	市長が定める割合	免除
8. 本市への観光誘致を目的として、事前調査のため観覧しようとする旅行者等	免除	免除
9. 金沢美術工芸大学又は金沢美術工芸大学大学院の教員又は学生で、授業の一環として観覧しようとする者	免除	免除
10. ㉞のみにある減免対象 本市への観光客の誘致を目的に実施する公共的キャンペーン等のうち市長が適当であると認められる事業の参加者として観覧しようとする者及びその引率者	団体扱い (金沢文芸館を除く。)	
11. ㉞のみにある減免対象 湯涌観光協会及び湯涌観光事業共同組合	団体扱い (金沢湯涌二館及び金沢湯涌江戸村に限る。)	

減免対象	減免内容
8. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)がコレクション展又は特別展を閲覧する場合	観覧料の2割に相当する額の減額
9. その他市長が特に必要があると認める場合	市長が相当と認める額の減額又は免除

表40 使用料

減免対象	減免内容
1. 美術館が主催し、又は共催する事業に使用する場合	免除
2. 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が本市と共催し、又は本市の後援を受けて展覧会、研究会等を開催する場合で、市長が必要であると認めるとき。	使用料の5割に相当する額の減額
3. 市内の小・中学校、高等学校及び高等専門学校並びにこれらに準ずるもの(児童又は生徒のための事業を実施するために市民ギャラリー等を使用する場合)	使用料の5割に相当する額の減額
4. その他市長が特に必要があると認める場合	市長が相当と認める額の減額又は免除

これらの規定を適用した平成26年度の減免実績は、以下のとおりである。

施設名	件数(件)	減免額(千円)
金沢市立中村記念美術館	24	870
金沢市立安江金箔工芸館	30	772
金沢市老舗記念館	11	103
金沢卯辰山工芸工房	0	-
金沢ふるさと偉人館	25	235
泉鏡花記念館	25	654
金沢湯涌夢二館	22	1,225
金沢蓄音器館	26	589
前田土佐守家資料館	22	627
室生犀星記念館	23	273
金沢21世紀美術館	24	13,494
徳田秋聲記念館	24	459
金沢文芸館	8	152
金沢能楽美術館	51	3,679
金沢湯涌江戸村	26	1,572
鈴木大拙館	45	861
金沢市民芸術村	0	-
金沢市おしがら工房	0	-

施設名	件数(件)	減免額(千円)
金沢市牧山ガラス工房	0	-
金沢湯涌創作の森	2	25

④指定管理者による管理

文化施設の管理は、個々の条例の規定により指定管理者が行っている。指定管理者の選定については、芸術文化ホールと同様、条例及び「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」に基づいて、公募とせず特定の団体を選定している。

施設名	指定管理者	指定期間
《芸術創造事業及び人材育成事業を主体とする施設》		
・金沢21世紀美術館	公益財団法人 金沢芸術創造財団	平成26年4月1日 ～平成31年3月31日
・金沢能楽美術館		
・金沢市民芸術村	公益財団法人 金沢芸術創造財団	平成22年4月1日 ～平成27年3月31日
・金沢卯辰山工芸工房		
・金沢市おしがら工房		
・金沢市牧山ガラス工房		
・金沢湯涌創作の森		
《寄附等の文化資産の展示と事業展開を主体とする施設》		
・金沢市立中村記念美術館	公益財団法人 金沢文化振興財団	平成22年4月1日 ～平成27年3月31日 (注)
・金沢市立安江金箔工芸館		
・金沢市老舗記念館		
・金沢ふるさと偉人館		
・泉鏡花記念館		
・金沢湯涌夢二館		
・金沢蓄音器館		
・前田土佐守家資料館		
・室生犀星記念館		
・徳田秋聲記念館		
・金沢文芸館		
・金沢湯涌江戸村		
・鈴木大拙館		

(注) 金沢湯涌江戸村は平成22年7月1日～平成27年3月31日、鈴木大拙館は平成23年7月2日～平成27年3月31日までが指定期間。

表41 過去5年間の観覧料等収入、指定管理料及び入館者数の推移

施設名	(上段：観覧料等収入(千円)、中段：指定管理料(千円)、下段：入館者数(人))				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
金沢市立中村記念美術館	3,156	3,086	3,207	3,167	3,410
	32,548	30,961	33,527	33,822	40,913
	12,097	16,526	17,809	15,507	17,291
金沢市立安江金箔工芸館	2,382	2,812	2,208	2,043	2,243
	19,793	37,030	33,879	33,428	32,144
	21,191	26,285	22,200	22,466	24,892
金沢市老舗記念館	3,912	2,904	2,834	2,672	2,365
	15,705	15,416	15,679	16,445	17,003
	35,348	26,920	28,906	32,800	37,475
金沢卯辰山工芸工房	736	654	593	707	602
	131,849	124,591	130,966	131,708	135,735
	4,677	6,035	5,114	5,188	5,137
金沢ふるさと偉人館	526	476	468	459	468
	38,491	34,197	39,356	36,793	35,899
	8,373	15,674	18,005	17,654	17,834
泉鏡花記念館 (注) 1	2,438	1,537	1,440	1,473	1,591
	30,471	29,741	29,146	33,890	33,180
	16,176	14,814	16,796	17,652	17,563
金沢湯涌夢二館	2,787	3,151	2,704	2,443	2,330
	38,121	38,186	42,167	39,283	40,055
	13,415	17,797	17,223	17,001	15,481
金沢蓄音器館	1,167	1,024	1,106	1,250	1,552
	29,952	32,040	30,075	29,700	30,642
	8,824	10,989	12,534	13,497	15,375
	2,760	2,691	2,594	2,661	2,432
前田土佐守家資料館	40,010	40,547	41,531	39,630	43,369
	20,279	21,748	21,626	24,814	22,908
室生犀星記念館 (注) 1	1,325	1,033	1,153	937	1,163
	34,910	35,055	36,998	35,196	32,295
	8,457	8,723	10,573	8,752	10,528
金沢21世紀美術館	304,563	273,078	269,914	274,586	318,204
	704,980	652,532	675,058	714,390	793,084
	1,549,651	1,487,285	1,471,487	1,474,209	1,761,324
徳田秋聲記念館 (注) 1	668	442	443	458	442
	39,529	36,933	32,262	31,694	34,558
	6,893	8,277	9,813	10,133	8,775

(上段：観覧料等収入(千円)、中段：指定管理料(千円)、下段：入館者数(人))

施設名	(上段：観覧料等収入(千円)、中段：指定管理料(千円)、下段：入館者数(人))				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
金沢文芸館	212	236	225	244	256
	22,332	20,124	21,694	22,567	23,222
	5,404	6,839	8,011	9,391	9,901
金沢能楽美術館	5,851	5,516	5,340	5,703	5,973
	41,651	41,721	44,430	45,026	44,671
	30,392	34,125	37,479	38,936	43,149
金沢湯涌江戸村 (注) 2	4,162	4,062	2,746	2,462	2,208
	24,039	35,543	35,284	36,978	38,333
	21,039	21,741	16,946	18,225	16,620
鈴木大拙館 (注) 2	—	2,810	6,476	5,850	7,560
	—	28,160	48,856	53,621	56,258
	—	15,008	33,582	30,533	36,698
金沢市民芸術村	16,943	17,434	18,348	19,845	18,532
	134,596	137,651	158,801	159,421	161,831
	202,656	209,098	238,350	233,206	216,481
	3,378	3,033	2,633	2,722	2,430
金沢市おしがはら工房	12,456	11,685	10,632	11,432	11,887
	2,842	2,860	2,622	2,968	3,041
	7,161	6,845	7,200	6,644	6,971
金沢市牧山ガラス工房	18,494	18,727	19,773	20,343	20,314
	4,326	4,978	5,289	5,121	5,157
	2,371	2,277	2,295	2,065	2,162
金沢湯涌創作の森	39,919	37,180	37,895	37,149	35,766
	24,433	19,873	21,346	24,290	22,316

(注) 1. 泉鏡花記念館は、平成26年12月8日から平成27年3月6日まで改修工事のため休館

室生犀星記念館は、平成25年12月2日から平成26年3月7日まで改修工事のため休館

徳田秋聲記念館は、平成26年12月1日から平成27年3月6日まで改修工事のため休館

2. 金沢湯涌江戸村は平成22年9月開館、鈴木大拙館は平成23年10月開館

(監査手続)

①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。

②金沢湯涌江戸村及び鈴木大拙館を視察し、現地担当者に観覧料等の取納までの業務手続をヒアリングするとともに、関係書類を閲覧した。

③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④観覧料等の算定資料を入手し、その妥当性と見直しの履歴について検討した。

沢市立中村記念美術館と金沢市立安江金箔工芸館の入場料250円が、それまでの物価上昇による経費の増大により、平成元年の消費税導入を機に、消費税率3%分を含む50円の値上げを行ったものである。それ以降、他の文化施設についても同一の観覧料が設定されている。最も新しい文化施設は、鈴木大拙館であるが、当該施設に関しても、近隣の金沢市立中村記念美術館や金沢ふるさと蔵入館等との回遊性を高めることを目的に、入館料及び開館時間を他の文化施設と同一に設定されている。

このように、観覧料等については、その施設に必要な管理運営費等が全く考慮されず、市内の類似施設との統一的な設定となっているが、実際の文化施設の運営には、観覧料等の収入を大きく上回る経費が必要となっている。

文化施設は、住民の誰もが必ずしも利用するという施設ではなく、個人の価値観や趣味等も大きく影響しているため、明確に利用する人と利用しない人が存在する。市税により管理運営される施設のため、利用しない人も当然に施設に関わる経費を負担していることになり、利用する人と利用しない人との負担の公平性という観点からは、観覧料等の徴収は、施設の利用により何らかの便益・サービスを享受している人と、そうでない人との負担の公平化を図るという意味合いを持つこととなる。

歴史的風情が今なお残る金沢において、まちの個性である歴史や伝統、文化を市民とともに継承し、発信していくため、市民にとって分かりやすく、できるだけ低廉な観覧料等を設定したいという考えは理解できる。

しかし、その施設の運営に必要な経費を利用していない市民も負担しており、負担の公平化、利用者負担の原則という点からは、近隣の施設等を参考に決定されているという理由のみでは不明瞭である。

このため、文化施設の観覧料等にあつては、統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など施設の特異性、他の類似施設との比較及びこれまでの経緯等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう見直しを検討していく必要がある。

また、消費税率については、平成27年の消費税法改正に伴い、平成29年4月に8%から10%に引き上げられることが決定していることから、その時点で改めて、引上げ分の転嫁に伴う改定について検討する必要がある。

【意見】

文化施設観覧料等にあつては、負担の公平化、利用者負担の原則という観点を踏まえ、統一的な算定基準に基づく標準金額を算出し、現行使用料の妥当性を検証した上で、設置目的や利用形態など施設の特異性、他の類似施設との比較及びこれまでの経緯等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう、消費税率引上げ分の転嫁を含め見直しを検討していく必要がある。

観覧資料：施設概要パンフレット、歳入調定簿兼収入原簿、使用料月計調定内訳書、減免調定表、指定管理者選定関係資料、指定管理者収支報告書、使用料算定改定関係資料、金沢市文化等観覧施設業務報告書等

(監査結果)

①観覧料等の徴収事務について
現地視察した金沢湯涌江戸村及び鈴木大拙館の観覧料等の収納までの業務についての、関係書類を確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②観覧料等の減免について
減免の申請から承認までの手続を検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はないが、以下の点については検討が必要である。

観覧料等は、本来、利用者に負担を求めらるものであり、それ故、行政上の政策的な措置である減免は、例外的な取扱いで、その適用は限定的に取り扱われなければならない。

金沢市では、文化施設の観覧料等について、高齢者や障害者への配慮や児童及び学生等への教育上の支援、また、施設の利用促進等を目的に、観覧料等の減額又は免除する減免規定を設けている。これらの減免については、他の市民からも異論のないものと思われる。しかし、「金沢市博物館等施設入場料減免取扱要綱」及び「金沢市歴史的観光施設観覧料及び観光駐車場駐車料減免取扱要綱」には、「本市への観光誘致を目的として、事前調査のため観覧しようとする旅行者等」への減免が規定されている。これは、「旅行者等」というその対象が曖昧な上、公的ないしは公的でない民間業者の利用に対して免除するもので、減免の本来の趣旨からはその必要性に疑問を感じる。

減免の取扱いについては、各施設の設置目的からも、公的ないしは市民の利用を前提とした減免制度であるべきであり、減免規定が適用されない市民にも納得のいくものでなければならぬ。

最終的に、旅行者等への減免は、観光客による入館者数の増加などを通じ、金沢の文化を発信する方策の一つとなるものと考えられるが、より客観的かつ合理的な理由をもつて行われべきであり、減免による効果をも具体的に検証するとともに、規定の必要性を含め、今後のあり方を検討する必要がある。

【意見】

文化施設観覧料等に係る旅行者等への減免は、より客観的かつ合理的な理由をもつて行われべきであり、減免による効果をも具体的に検証するとともに、規定の必要性を含め、今後のあり方を検討する必要がある。

③観覧料等の設定について

金沢21世紀美術館をはじめ多くの観覧料等が、他の公立美術館や市内の類似施設の観覧料等を参考に設定されている。

文化施設の観覧料等は、金沢21世紀美術館、金沢市老舗記念館及び金沢文芸館を除いて、13施設が一律300円に設定されている。この300円の設定については、昭和50年代に開設された金

①-1 長町観光駐車場
 了 所在地
 金沢市長町2丁目2番45号

イ 使用料の変遷

区分	平成2年4月	平成9年4月	平成17年4月又は11月	平成26年4月
観光バス (日帰り)	90分まで1,500円 以降60分毎500円	90分まで1,900円 以降60分毎510円 消費税増税に伴う 改定	4月 同日に市営駐車場 を利用した場合は、 1,500円	90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車 場を利用した場合 は、1,540円) 消費税増税に伴う 改定
観光バス (宿泊)	—	—	4月 20時～翌日8時ま で2,000円 (新設)	20時～翌日8時ま で2,050円 消費税増税に伴う 改定
普通車	—	—	11月 60分まで300円 以降30分毎100円 (新設)	変更なし

その他

1. 平成21年4月には、供用時間を「8:30～22:00」から「7:30～21:00」に変更した。
2. 平成26年4月には、普通車の供用時間を「7:30～21:00」から「7:30～18:00」に変更したほか、
 宿泊(夜間利用)はバス専用にした。

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	観光バス	収入 13,355 台数 4,615	10,145 3,342	9,607 3,361	10,622 3,737
普通車	収入 2,584 台数 6,462	2,385 6,084	2,219 5,810	2,214 5,602	1,975 4,950
合計	収入 15,939 台数 11,077	12,530 9,426	11,826 9,171	12,836 9,339	14,350 9,149

(収入：千円、台数：台)

(7) 観光駐車場
 金沢市では、市内観光に係る利便の増進を図り、観光の振興に寄与するため、観光駐車場を
 設置している。

①施設の概要(総括)

名称	種類	駐車台数	営業時間	開設日	管理体制
長町観光駐車場	観光バス	5台 (宿泊有り)	7:30～21:00	平成2年4月 (平成17年4月 宿泊バス供用開始)	2名
近江町観光バス駐 車場	普通車	20台	7:30～18:00	平成17年11月	
近江町観光バス駐 車場	観光バス	4台 (宿泊有り)	7:30～21:00	平成11年4月 (平成26年4月 宿泊バス供用開始)	1～3名
東山観光駐車場	普通車	15台 (宿泊有り)	7:00～22:00	平成13年4月	自動精算 機対応
東山河畔観光駐車 場	普通車	14台 (宿泊有り)	7:00～22:00	平成17年4月	自動精算 機対応
東山観光バス駐車 場	観光バス	5台	9:00～18:00	平成13年4月	2名
東山北観光駐車場	観光バス	4台	9:00～18:00	平成23年11月	2名
東山北観光駐車場	普通車	7台	9:00～18:00	平成23年8月	
にし茶屋観光駐車 場	観光バス	2台 (宿泊有り)		平成16年4月 (平成26年4月 宿泊バス供用開始)	1～2名
にし茶屋観光駐車 場	普通車	13台 (5台分はパ スと共用)	7:30～22:00	平成17年4月	

(注)「管理体制」欄の人数は公益社団法人金沢市シルバー人材センターに管理業務を委託してい
 る管理人の人数である。

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	15,939	12,530	11,826	12,836	14,350
支出	10,054	9,771	9,449	9,594	9,984
需用費(注)1	88	210	69	477	299
役務費(注)2	813	288	148	81	242
委託料(注)3	9,153	9,256	9,232	9,036	9,443
その他(注)4	—	17	—	—	—
収支	5,885	2,759	2,377	3,242	4,366

- (注) 1. 需用費とは、修繕料、光熱水費、消耗品費等である。
 2. 役務費とは、電話料、除雪費等である。
 3. 委託料とは、駐車場の管理業務等の委託料である。
 4. その他とは、備品購入費等である。

オ 使用料徴収業務等

業務内容	委託先	備考
管理及び料金徴収業務委託	(公社) 金沢市シルバー人材センター	高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約(単年度契約)
夜間出庫取扱業務	あい警備(株)	単年度契約

カ 使用料に関する事務取扱状況

- i 約束手形として一定額が常時管理人室に保管されている。
 受領した使用料は、業務終了時に所定の金庫に保管し、翌朝、指定口座に入金される。
- ii 利用者には使用料と引換えに入庫時間及び料金を記録したレシートを交付する。
 同レシートは同様の内容のものもう1通印刷され、管理人がレシートを帳簿に順次貼り付けていく。

①-2 近江町観光バス駐車場

ア 所在地
 金沢市十間町9番地3

イ 使用料の変遷

区分	平成13年4月	平成17年4月	平成26年4月
観光バス(日帰り)	90分まで1,900円 以降60分毎500円	同日に市営駐車場を利用した場合は、1,500円	90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車場を利用した場合は、1,540円) 消費税増税に伴う改定
観光バス(宿泊)	—	—	20時～翌日8時まで 2,050円(新設)(注)

(注) 金沢駅周辺及び武蔵地区の宿泊施設からの要望に対応し、宿泊利用を開始した。

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

(収入：千円、台数：台)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	11,218	10,205	9,927	10,495	12,297
台数	5,968	5,478	5,250	5,549	6,213

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	11,218	10,205	9,927	10,495	12,297
支出	6,944	7,203	8,249	8,369	10,116
需用費	204	612	403	531	336
役務費	386	235	125	106	230
委託料	5,995	5,997	7,362	7,373	9,181
その他	359	359	359	359	369
収支	4,274	3,002	1,678	2,126	2,181

オ 使用料徴収業務等

業務内容	委託先	備考
管理及び料金徴収業務委託	(公社) 金沢市シルバー人材センター	高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約(単年度契約)
交通整理業務委託	あい警備(株)	単年度契約

才 使用料徴収業務等

業務内容	委託先	備考
管理及び料金徴収業務委託	(公社) 金沢市シルバー人材センター	高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約(単年度契約)

カ 使用料に関する事務取扱状況

- i 釣銭準備金として一定額が常時管理人室に保管されている。受領した使用料は、業務終了前に金融機関の夜間金庫に入金される。
- ii 利用者には使用料と引換えに入庫時間及び料金を記録したレシートを交付する。同レシートは同様の内容のものもう1通印刷され、管理人がレシートを厳密に順次貼り付けていく。

①-3 東山観光駐車場

ア 所在地
金沢市東山1丁目3番3号

イ 使用料の変遷

区分	平成13年4月	平成17年4月
普通車 (日帰り)	60分まで200円 以降30分毎100円	60分まで300円 以降30分毎100円 にし茶屋観光駐車場の供用開始に当たり、周辺の民間駐車場の料金と比較して安価であったため、改定
普通車 (宿泊)	22時～翌日7時まで800円	変更なし

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

区分	(収入：千円、台数：台)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
普通車	13,209	13,036	13,466	13,927	16,127
台数	32,277	31,950	31,954	32,392	34,021

エ 過去5年間の収支の推移

区分	(単位：千円)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	13,209	13,036	13,466	13,927	16,127
支出	905	956	1,110	1,213	1,122
需用費	283	286	540	649	513
役員費	83	134	45	34	66
委託料	503	500	489	494	507
その他	36	36	36	36	36
収支	12,304	12,080	12,356	12,714	15,005

カ 使用料に関する事務取扱状況

自動車算機の使用料は金融機関の夜間金庫に入金される。

キ 目的外使用許可

東山観光駐車場の用地は、金沢市が取得する以前、民間駐車場として利用されていたが、当時の利用者のうち2名から、自家用車駐車のため、行政財産目的外使用許可申請が出され、金沢市は現在に至るまで許可、更新している。

金沢市が用地を取得したことに伴い、駐車場利用者は当該駐車場を明け渡し、別の駐車場を探さなければならないが、近隣には空き駐車場が極めて少なく、新しい駐車場を確保するためには、相当の猶予期間が必要であったことから、金沢市は、引き続き使用することを許可し、使用料も従前と同額で使用させている。

利用者2名のうち、1名は1台分、もう1名は2台分について使用許可を受けており、東山観光駐車場の敷地のうち、合計3台分が自家用車の月極駐車場として使用されている。目的外使用料は、1台当たり月額1万円(消費税等込み)である。

①-4 東山河畔観光駐車場

ア 所在地

金沢市東山1丁目545番地1

イ 使用料の変遷

区分	平成17年4月
普通車 (日帰り)	60分まで300円 以降30分毎100円
普通車 (宿泊)	22時～翌日7時まで800円

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

区分	(収入：千円、台数：台)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
普通車	9,086	9,301	9,358	9,741	10,775
台数	22,061	22,269	22,334	22,988	24,927

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	13,278	10,520	11,920	13,598	15,117
支出	10,782	16,100	10,259	10,402	11,065
需用費	664	945	1,275	1,330	1,581
役員費	284	184	147	179	156
委託料	9,834	14,903	8,837	8,893	9,328
その他	—	68	—	—	—
収支	2,496	△5,580	1,661	3,196	4,052

(注)平成23年度の支出が高額になっているのは東山北観光駐車場の管理費を、委託契約の都合上、東山観光バス駐車場管理費等で執行したためである。

オ 使用料徴収業務等

業務内容	委託先	備考
管理及び料金徴収業務委託	(公社)金沢市シルバー人材センター	高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約(単年度契約)

カ 使用料に関する事務取扱状況

- i 釣銭準備金として一定額が常時管理人室に保管されている。
- ii 受領した使用料は、業務終了前に金融機関の夜間金庫に入金される。
- iii 利用者には使用料と引換えに入庫時間及び料金を記録したレシートを交付する。
- iv 同レシートは同様の内容のもう1通印刷され、管理者がレシートを帳簿に順次貼り付けていく。

キ 目的外使用許可

当該敷地の一部について、月極駐車場としての行政財産目的外使用を許可しているが、その経緯については、東山観光駐車場において述べたものと同様である。

利用者は1法人であり、自家用車3台分について使用許可を受けている。目的外使用料は1台当たり月額1万円(消費税等込み)である。

エ 過去5年間の収支の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	9,086	9,301	9,358	9,741	10,775
支出	1,474	1,285	1,143	1,072	1,546
需用費	396	346	225	165	595
役員費	236	102	54	32	46
委託料	842	837	864	875	905
収支	7,612	8,016	8,215	8,669	9,229

オ 使用料徴収業務等

業務内容	委託先	備考
管理及び料金徴収業務委託	(公社)金沢市シルバー人材センター	高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約(単年度契約)

カ 使用料に関する事務取扱状況

自動精算機の使用料は金融機関の夜間金庫に入金される。

①-5 東山観光バス駐車場

ア 所在地

金沢市東山3丁目3番38号

イ 使用料の変遷

区分	平成13年4月	平成17年4月	平成26年4月
観光バス	90分まで1,900円 以降60分毎500円	同日に市営駐車場を利用した場合は、1,500円	90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車場を利用した場合は、1,540円) 消費税増税に伴う改定

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

(収入：千円、台数：台)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	13,278	10,520	11,920	13,598	15,117
台数	7,208	5,709	6,246	7,353	7,956

オ 使用料徴収業務等

業務内容	委託先	備考
管理及び料金徴収業務委託	(公社) 金沢市シルバー人材センター	高齢者に適した業務内容であり、高齢者の雇用の促進を図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約(単年度契約)

カ 使用料に関する事務取扱状況

- i 釣銭準備金として一定額が常時管理人室に保管されている。
受領した使用料は、業務終了前に金融機関の夜間金庫に入金される。
- ii 利用者には使用料と引換えに入庫時間及び料金を記録したレシートを交付する。
同レシートは同様の内容のものがもう1通印刷され、管理人がレシートを帳簿に順次貼り付けていく。

①-7にし茶屋観光駐車場
ア 所在地
金沢市野町2丁目25番1号

イ 使用料の変遷

区分	平成16年4月	平成17年4月	平成26年4月
観光バス (日帰り)	90分まで1,900円 以降60分毎500円	同日に市営駐車場を利用した場合は、1,500円	90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車場を利用した場合は、1,540円) 消費税増税に伴う改定
観光バス (宿泊)	—	—	20時～翌日8時まで2,050円(新設)
普通車	—	60分まで300円 以降30分毎100円 (新設)	変更なし

- その他 1. 平成21年4月には、供用時間を「9:00～18:00」から「9:00～20:00」に延長した。
2. 平成22年7月には、供用時間を「9:00～20:00」から「9:00～22:00」に延長した。
3. 平成26年4月には、供用時間を「9:00～22:00」から「7:30～22:00」に延長した。

①-6 東山北観光駐車場

ア 所在地
金沢市東山3丁目4番1号

イ 使用料の変遷

区分	平成23年8月	平成23年11月	平成26年4月
観光バス	—	90分まで1,900円 以降60分毎500円 (同日に市営駐車場を利用した場合は、1,500円) (新設)	90分まで1,950円 以降60分毎510円 (同日に市営駐車場を利用した場合は、1,540円) 消費税増税に伴う改定
普通車	60分まで300円 以降30分毎100円	変更なし	変更なし

その他

平成25年から、夏休み期間中のバス閑散期には、バス駐車場の一部を普通車駐車場として利用

ウ 過去5年間の使用料収入及び利用台数の推移

区分	(収入：千円、台数：台)				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
観光バス	収入	579	1,610	2,091	3,016
	台数	316	868	1,136	1,585
普通車	収入	2,517	3,602	4,113	5,084
	台数	6,338	9,018	10,187	12,546
合計	収入	3,096	5,212	6,204	8,100
	台数	6,654	9,886	11,323	14,131

エ 過去5年間の収支の推移

区分	(単位：千円)				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
収入	3,096	5,212	6,204	8,100	8,100
支出	—	7,974	8,087	8,416	8,416
需用費	—	278	347	320	320
役員費	—	79	64	65	65
委託料	—	7,617	7,676	8,031	8,031
その他	—	—	—	—	—
収支	3,096	△2,762	△1,883	△316	△316

(注) 平成23年度は委託契約の都合上、東山観光バス駐車場の管理費等として執行されている。

観光駐車場の普通自動車の使用料については、民間駐車場と比較しても、概ね妥当な水準である。

イ バス

市内の主なバス駐車場の料金は以下のとおりである。

表44 バス駐車場の比較

駐車場名	駐車料金
金沢市観光駐車場	日中90分まで1,950円、以降60分毎510円 宿泊(20時から翌8時まで)2,050円(注)
石川県営駐車場	日中60分まで1,980円、以降30分毎300円 宿泊(20時から翌8時まで)2,720円
金沢駅西口時計駐車場	日中60分1,080円 宿泊(17時から翌10時まで)4,320円

(注)長町観光駐車場、近江町観光バス駐車場及びにし茶屋観光駐車場の宿泊料金である。

観光駐車場のバスの使用料については、県営及び民間駐車場と比較しても、概ね妥当な水準である。

④使用料収入の確保について

東山観光駐車場及び東山観光バス駐車場の一部については、金沢市が用地を取得する以前からの使用者に対し、引き続き自家用車の駐車場として利用させており、1台当たりの目的外使用料はいずれも月額1万円(消費税等込)としている(金沢市が用地取得する前の民間駐車場の料金と同額である)。その理由としては、近隣に空き民間駐車場が極めて少ないことから、移転場所を確保するための猶予期間が必要であると考え、その間、従前の駐車料金と同額で使用させることが適当であると判断したためである。

近隣における民間駐車場の状況を踏まえ、移転場所の確保に相当の期間が必要であることは理解できるとしても、期間が15年間にわたっており、その間、従前の駐車料金と同額で使用させていることについては、東山観光駐車場及び東山観光バス駐車場の適正な運営と本来得られる使用料収入を確保する観点からは、妥当であるとは言えない。

仮に、東山観光駐車場の目的外使用部分を、本来の観光駐車場として利用した場合、以下のように、機会費用が算出できる。

表45 機会費用の算出

駐車場名	駐車可能スペース	A	B	平成26年度使用料収入	1スペース当たりの使用料収入	目的外使用料(1台当たり)	差引(機会費用)
					C=B/A	D	C-D
東山観光駐車場	15台	15台	16,127千円	1,075千円/年	120千円/年	955千円/年	

(注)機会費用とは、他の選択肢を選んではいたら得られたであろう利益のことをいう。

閲覧した資料:決裁書、行政財産使用許可更新申請書、観光駐車場駐車料金減免申請書、観光駐車場駐車料金減免決定通知書、入札書、委託契約書、歳入調定簿兼収入原簿、使用料減免申請書等

(監査結果)

①使用料の徴収事務について

各観光駐車場の管理入室に保管されている現金を査し、出納帳と照合し、一致していることを確認した。また、歳入調定簿兼収入原簿と公金払込書兼領収証書を突き合わせ、一致していることを確認した。これらの手続において、問題点は検出されなかった。

②使用料の減免について

「金沢市歴史的観光施設観光料及び観光駐車場駐車料金減免取扱要綱」に規定されている観光駐車場に係る減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

減免の申請から承認までの手続も検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の水準について

ア 普通自動車

観光駐車場近隣の主な民間駐車場の料金は、以下のとおりである。

表43 民間駐車場との比較

駐車場名	日中(8:00~18:00)	夜間(18:00~8:00)
金沢市観光駐車場	60分300円 30分毎100円(注)1	22時から翌日7時まで 800円(注)2
名鉄協商パーキング 金沢長町	60分100円 最大600円	60分100円 最大500円
進栄駐車場	平日60分200円 30分毎100円 土日祝日60分400円 30分毎100円 最大1,500円(注)3	60分100円 最大1,000円
北国駐車場	20分100円 最大800円	60分100円 最大800円
主計町駐車場	30分100円	60分100円 最大500円
橋場町パーキング	30分100円	60分100円 最大500円
パシフィックパーク東山	20分100円 最大800円	20分100円 最大500円
名鉄協商パーキング 金沢にし茶屋街前	60分100円 最大800円	

(注)1. 7:00~22:00までの使用料である。

2. 東山観光駐車場及び東山河畔駐車場の宿泊料金である。

3. 8:00~22:00までの使用料である。

(8) 駅前広場

金沢駅は、西日本旅客鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道が乗り入れる駅であり、平成23年には、アメリカの旅行雑誌「トラベル&レジャー」のWeb版で、日本の駅で唯一、世界で最も美しい駅14選に選ばれており、ガラスに覆われたもなしドームと伝統芸能に使われる鉄をモチーフにした鉄門が特徴の駅である。この金沢駅の兼六園口（東口）と金沢港口（西口）において、金沢市は公衆の利便に供するとともに、にぎわいを創出し、人々の交流を促進するため、駅前広場を設置している。

①施設の概要（総括）

名称	施設の内容	開設日	管理体制
金沢駅東広場	バス発着場、タクシースター駐車場等（詳細後述）	平成17年3月	業者委託
金沢駅西広場	バス発着場、タクシースター駐車場、自家用車駐車場等（詳細後述）	平成26年3月	業務委託

①-1 金沢駅東広場

ア 概要

再整備によって平成17年3月に完成した。施設の概要は以下のとおりである。

面積	19,400㎡
地上広場	バスターミナル 乗車111台、降車5台、待機8台
	タクシースター駐車場 乗車3台、降車5台、プール57台
	一般車降車場 4台（うち障害者用1台）
	一般車駐車場 45台（うち障害者用屋根付き2台）
福祉・許可車両専用駐車場	もてなしドーム 建築面積3,000㎡、高さ29.5m
附属施設	鉄門 通路幅7.5m、屋根幅24.0m、高さ13.7m
	乗車場シェルター 建築面積4,100㎡、軒高4m
延床面積	バス・タクシースター案内所 建築面積67㎡
	10,550㎡
地下広場	イベント広場
	ライコート（和風庭園）
	中央監視室
	トイレ
	昇降機
男・女、ファミリートイレ、オストメイトトイレ エレベーター：5基 エスカレーター（上り・下り）：2基	

目的外使用料は、前年度の使用料基礎額に物価スライド率（消費者物価指数と地価変動率の平均値）を乗じることにより、当該年度の使用料基礎額を算出し、これを参考資料として設定しているが、当初の使用料基礎額がいかんとして算定されたかは不明である。また、消費税率が5%から8%に引き上げられた際にも、増税分は転嫁されたいない。加えて、並木町や橋場町の民間の月極駐車場では、12,600円から12,960円が相場となっており、目的外使用料は、低廉であると言える。

東山観光駐車場及び東山観光バス駐車場については、前記のとおり、北陸新幹線の開業も相まって、利用台数が大きく増加している状況にあり、施設の設置目的を踏まえ、その効果を最大化することにより、使用料収入の確保につなげていく必要がある。

一方、近隣の民間駐車場の状況等から、移転場所の確保が引き続き難しい状況にあることも推察できる。このため、今後も移転場所が確保されるまで目的外使用料を継続する必要がある。このため、消費税を適正に転嫁することを含め、目的外使用料の妥当性を改めて検証する必要がある。

【意見】

観光駐車場における目的外使用料を今後も継続する必要があるのであれば、消費税を適正に転嫁することを含め、目的外使用料の妥当性を改めて検証する必要がある。

イ 過去5年間の使用料単価の推移

(単位：円)

区分	平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度					平成26年度				
	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価			
地下街 (注) 1	467㎡	1,950	467㎡	1,950	467㎡	1,665	467㎡	1,665	467㎡	1,665	467㎡	1,665	467㎡	1,665	467㎡	1,665	467㎡	1,665	467㎡	1,665	467㎡	1,665			
	92台	1,300	92台	1,300	92台	1,300	92台	1,300	92台	1,300	92台	1,300	92台	1,300	92台	1,300	92台	1,300	92台	1,300	92台	1,300			
バス発着場 (注) 2	29台	850	29台	850	29台	850	29台	850	29台	850	29台	850	29台	850	29台	850	29台	850	29台	850	29台	850			
	1,170㎡	3,900	1,170㎡	3,900	1,170㎡	3,330	1,170㎡	3,330	1,170㎡	3,330	1,170㎡	3,330	1,170㎡	3,330	1,170㎡	3,330	1,170㎡	3,330	1,170㎡	3,330	1,170㎡	3,330			
自家用車駐車場 (注) 3、4	199日		199日		199日		199日		199日		199日		199日		199日		199日		199日		199日				
	10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000		10,000				
イベント広場																									

(注) 1. 地下街については、国からの通達「指定区間内の国道等に係る地下街、地下室等の占有料の額の算定について」に基づき、平成24年に近傍類似価格を路線価から公示地価に改めたことにより改定された。地下街は金沢ホテルに一括して貸し出している。

2. バス発着場及びタクシースタンドについては、平成26年に消費税増税に伴って改定された。

3. 自家用車駐車場については、国からの通達「指定区間内の国道等に係る地下街、地下室等の占有料の額の算定について」に基づき、平成24年に近傍類似価格を路線価から公示地価に改めたことにより改定された。

また、平成26年に消費税増税を機に、自家用車駐車場の上記使用料は非課税から8%課税に変更されているが、それまでは消費税の非課税対象（土地の貸付けに係る期間が1月以上の場合）と考えて課税していなかったところ、消費税増税に伴う使用料見直しに当たり、再検討したところ、「駐車場その他の施設利用に伴って土地が使用される場合」に該当し、課税すべきであると考えて、8%の課税を行うこととしたためである。なお、表内の単価は外税表記としている。

4. 自家用車駐車場は、金沢市とJR西日本との間で協定が締結されており（金沢駅東広場自家用車駐車場の管理運営に関する協定書）、同協定（第2条第2項）において、JR西日本が当該駐車場の運用を金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）の自家用車駐車場の規定に準じて行うこととされている。そのため、JR西日本が利用者から駐車場使用料を収受しているが、利用者に対する料金は、金沢市が直轄する駅西広場の自家用車駐車場と同じく「20分まで無料、20分～1時間300円、以降30分ごとに100円」に設定されている。

ウ 使用料単価の算定根拠

区分	算定根拠	備考
地下街	公示地価 (平成24年金沢ガーデンプラザ) × 適用割合 = ㎡単価 555,000円/㎡ × 0.003 = 1,665円/㎡	外税
バス発着場 (注) 1	平成26年消費税増税に伴う改定 1,300円/台・月 → 1,300円/1.05×1.08 = 1,330円/台・月	内税
タクシースタンド (注) 1	平成26年消費税増税に伴う改定 850円/台・月 → 850円/1.05×1.08 = 870円/台・月	内税
自家用車駐車場	公示地価 (平成24年金沢ガーデンプラザ) × 適用割合 = ㎡単価 555,000円/㎡ × 0.006 = 3,330円/㎡	外税
イベント広場 (注) 2	年間維持管理料 イベント広場専用割合 維持管理料/日 49,032,767円×1,500㎡/10,550㎡ ÷ 365日 = 19,100円/日 維持管理料/日 1日当たり利用時間 19,100円/日 × 13時間/24時間 = 10,000円/日	内税 平成26 年制定

(注) 1. バス発着場、タクシースタンドは当初、昭和40年に金額が設定されたが、当時の資料がなく、根拠は不明である。

2. イベント広場の年間維持管理料は、駅東広場の平成24年度の年間維持管理料110,115,469円を、面積按分等により、地下分の年間維持管理料を算出したものである。

エ 過去5年間の使用料収入の推移

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地下街	910	910	777	777	777
バス発着場	1,435	1,435	1,435	1,439	1,469
タクシースタンド	295	295	295	295	302
自家用車駐車場	4,563	4,563	3,896	3,896	4,207
イベント広場					1,990
その他(注)	291	287	295	295	347
合計	7,494	7,490	6,698	6,702	9,092

(注) その他とは、駅前交番、バス・タクシー案内所、看板等設置等に係る使用料である。

オ 過去5年間の収支の推移

区分	(単位：千円)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	7,494	7,490	6,698	6,702	9,092
支出	116,309	114,136	110,113	109,856	109,276
需用費	29,960	29,065	27,542	27,460	30,914
役員費	660	856	1,019	503	3,869
委託料	85,685	84,211	81,458	81,893	74,493
その他	4	4	94	—	—
収支	△108,815	△106,646	△103,415	△103,154	△100,184

①-2 金沢駅西広場

ア 概要

再整備によって平成26年3月に完成した。

再整備工事期間中も利用者が各施設を使用できるよう、工事は区分けして行われたため、

各施設の供用開始時期は異なる。施設の概要は以下のとおりである。

広場面積	27,000㎡
交通施設	乗車8台、降車2台、待機6台 タクシ-乗降場 乗車4台、降車2台、プ-ル36台 一般車降車場 4台(うち障害者用2台) 一般車駐車場 68台
附属施設	駅西イベント広場

イ 使用料単価の推移

区分	旧価格	改定価格
バス発着場(注)1	1台1,300円/月	1台1,330円/月
タクシ-駐車場(注)1	1台850円/月	1台870円/月
自家用車駐車場	20分まで無料	変更なし
	20分~1時間300円	
	以降30分ごとに100円	
団体バス乗降場(注)1	30分まで無料	30分まで無料
	30分~1時間1,200円	30分~1時間1,230円
	以降1時間ごとに1,200円	以降1時間ごとに1,230円
駅西イベント広場(注)2	無料	無料

(注)1. 平成26年消費税増税に伴う改定。

2. 駅西イベント広場は屋外にあり、天候によりイベントの開催が左右されるが、広く市民に使ってもらうため、無料としている。

ウ 使用料単価の算出根拠

区分	算定根拠
バス発着場 (注)1	平成26年消費税増税に伴う改定 1,300円/台・月 → 1,300円/1.05×1.08 ≒ 1,330円/台・月
タクシ-駐車場 (注)1	平成26年消費税増税に伴う改定 850円/台・月 → 850円/1.05×1.08 ≒ 870円/台・月
自家用車駐車場 (注)2	20分まで無料 20分~1時間300円 以降30分ごとに100円
団体バス乗降場	平成24年改定 金沢市観光バス駐車場の使用料(90分まで)：1,900円 1時間当たりに換算 1,900円 × 2/3 ≒ 1,200円/時間 平成26年消費税増税に伴う改定 1,200円/1.05×1.08 ≒ 1,230円/時間

(注)1. バス発着場及びタクシ-駐車場の使用料は、駅東広場の使用料に準じており、前記のとおり根拠は不明である。

2. 自家用車駐車場の使用料は平成4年に設定されたが、当時の根拠は不明である。

エ 過去5年間の使用料収入の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
バス発着場	592	592	592	967	1,134
タクシ-駐車場	357	357	357	357	375
自家用車駐車場	316,583台	312,615台	311,487台	326,136台	341,629台
団体バス乗降場	46,012	49,944	43,518	46,346	52,867
			27,065台	57,326台	45,807台
			870	2,131	2,698
その他	1	3	10	31	126
合計	46,962	50,896	45,347	49,832	57,200

(注)1. 平成25年度にバス発着場の利用が急増しているのは、平成24年4月の群馬県での高速ツアーバス事故の影響により、バス停留所の確保規制が強化され、高速乗合バスがバス発着場を利用することになったためである。

2. その他とは、地下電線、看板等設置等に係る使用料である。

オ 過去5年間の収支の推移

区分	(単位：千円)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	46,962	50,896	45,347	49,832	57,200
支出	29,370	58,155	63,363	64,796	93,360
需用費	3,916	8,183	5,834	5,955	7,470
役員費	277	549	544	2,332	566
委託料	22,524	46,770	54,332	54,851	85,052
その他	2,653	2,653	2,653	1,658	272
収支	17,592	△7,259	△18,016	△14,964	△36,160

②北陸新幹線の開業効果

直近5年間の第1四半期(4月1日～6月30日)の利用実績は以下のとおりである。平成27年3月14日の北陸新幹線の金沢開業により、平成27年度の金沢駅西広場の駐車場の利用台数は前年同期比17.7%の増加となっている。

表46 直近5年間の第1四半期利用実績比較 (単位：台)

駐車場名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年同期比
金沢駅西広場	74,464	75,767	75,950	77,665	91,450	17.7%増

③使用料の減免

駅前広場の使用料は、金沢市駅前広場条例第7条において、「国、地方公共団体その他公共団体にあって、公用又は公共用に供するため、必要を生じたとき」、「市長が特に必要と認めたと き」に減免することができると規定されている。
当該条例に基づき、ガス管、水道管、公衆無線LANケーブル引込線、展示ボード等、公共的な設備の設置等において減免申請がなされ、許可している。
平成26年度の減免実績は、金沢駅東広場45件、3,024千円、金沢駅西広場25件、408千円である。

(監査手続)

①所管課から関係資料の提供を受け、ヒアリングを行った。

②駅西広場の収入について、平成27年3月分(サンプリングにより抽出)の自家用車及び団体のバスの領収書と歳入調定簿兼収入原簿を閲覧した。

③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④使用料の妥当性について検討した。

閲覧した資料：決裁回書、金沢駅東広場自家用車駐車場の管理運営に関する協定書、制約付き一般競争入札に関する公告、競争参加申請書、入札書、委託契約書、歳入調定簿兼収入原簿、使用料減免申請書、金沢市駅前広場使用許可書等

(監査結果)

①使用料の徴収事務について
平成27年3月分の自家用車及び団体バスの領収書と歳入調定簿兼収入原簿を突き合し、一致していることを確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②使用料の減免について

金沢市駅前広場条例に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものとは判断する。

減免の申請から承認までの手続を検証したが、適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③使用料の水準について

金沢市以外が運営する金沢駅周辺の主な駐車場料金は、以下のとおりである。

表47 金沢駅周辺の主な駐車場料金

駐車場名	駐車料金		管理者
	自家用車	団体(大型)バス	
金沢駅前広場駐車場	20分まで無料 20分～1時間300円 以降30分ごとに100円	30分まで無料 30分～1時間1,230円 以降1時間ごとに1,230円	金沢市
金沢駅西口時計駐車場	30分ごと100円	60分1,080円	民間
ポルテ金沢駐車場	60分まで400円 以降30分ごとに200円		民間
石川県立音楽堂	60分まで400円 以降30分ごとに200円		石川県
金沢フォーラス駐車場	60分まで300円 以降30分ごとに100円		民間

また、金沢市が平成27年8月に実施した中核市における駅前広場の状況調査結果は、以下のとおりであり、中核市45市のうち25市から回答があった。

表48 自家用車駐車場の中核市の料金

金沢市	20分まで無料	20分～1時間までは300円	以降30分ごとに100円
西館市	30分まで無料	30分～1時間までは200円	以降30分ごとに100円
盛岡市	50分ごとに100円	入庫後24時間まで500円	24時間以降24時間ごとに500円
郡山市	30分まで無料	30分～1時間までは400円	以降30分ごとに200円
高崎市	20分まで無料	以降20分ごとに100円	
長野市	30分まで無料	以降30分ごとに300円	
岐阜市	20分まで無料	20分～1時間までは300円	以降20分ごとに100円
豊橋市	20分まで無料	30分ごとに150円	
尼崎市	20分につき100円(24時間最大料金1,000円(0:00～6:00は出入庫不可))		
奈良市	①5時間以内まで 30分ごとに150円	②5時間以上24時間以内の場合、1,500円	24時間以上の場合、24時間ごとに左記①及び②で算出
和歌山市	15分まで無料	以降30分ごとに500円	
福山市	30分まで150円	次の30分まで150円	以降30分ごとに120円
高松市	20分まで無料	入庫後30分ごとに150円	
高知市	30分まで無料	以降30分ごとに100円	
大分市	20分まで無料	20分～1時間までは200円	以降30分ごとに100円
鹿児島市	20分まで無料	20分を超える場合、入庫時から30分ごとに200円	

(注) 他都市において複数の自家用車駐車場があり、異なる料金体系を設定している場合については一部のみ掲載している。

表49 観光バス乗降場の他都市の料金

金沢市	30分まで無料、30分～1時間1,230円、以降1時間ごとに1,230円	有料貸付(独占的に使用する場合)
長野市	無料	乗降場：7,000円/日
長野市	乗降場：15分以内の場合	待機場：3,500円/日
岐阜市	30分まで無料、30分～1時間までは1,020円、以降30分ごとに510円	
鹿児島市	乗客乗車時：30分ごとに300円 乗客降車時：30分ごとに300円 5分以内は無料	

表50 イベント広場の他都市の料金

金沢市	屋内	1日10,000円(金沢駅東広場)
姫路市	屋内	1日1㎡当たり30円～200円(販売行為の有無、入場料徴収の有無によって区分)
和歌山市	屋内	1時間2,000円
金沢市	屋外	無料(金沢駅西広場)(注)
郡山市	屋外	使用料400円/時間、音響設備700円/時間、照明設備100円/時間、電源1kw当たり100円/時間
長野市	屋外	1日200,000円
岐阜市	屋外	37円/㎡/日
姫路市	屋外	1日1㎡当たり30円～200円(販売行為の有無、入場料徴収の有無によって区分)
下関市	屋外	1日1㎡当たり12円96銭～129円(用途によって区分)
大分市	屋外	1日1㎡当たり約7.56円(商業利用は1日1㎡当たり約32.40円)

(注) 金沢駅西広場のイベント広場は屋外にあり、天候によりイベントの開催が左右されるが、広く市民に使ってもらうため、無料としている。

金沢市の駅前広場使用料については、他の中核市等と比較しても、概ね妥当な水準であると考えられる。

2 手数料

(1) 建設発生土受入手数料

①概要

金沢市は、公共建設工事に係る建設発生土の適正な利用を図るため、内川地区に建設発生土処理施設を設置しており、建設発生土の受入れの際には、金沢市建設発生土処理施設の管理に關する条例に基づき、搬入業者から手数料を徴収している。建設発生土とは、公共建設工事に伴い副次的に発生する土砂であり、盛土、土地の造成等に利用できるものである。

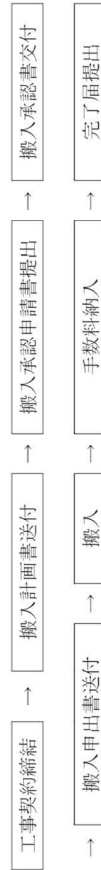
名称	金沢市内川第1建設発生土処理施設 (以下「内川第1」という。)	金沢市内川第2建設発生土処理施設 (以下「内川第2」という。)
所在地	金沢市小原町ユ104番地4	金沢市別所町ウ8番地
供用開始	平成26年4月1日	平成14年4月1日(注)
受入容量	280万 ³ m	82万 ³ m (当初は77万 ³ m 平成22年度計画変更)
年間平均受入容量	20万 ³ m(計画)	6.9万 ³ m(平均実績)
総事業費	約30億円	約7.4億円

(注) 内川第2は平成26年3月末で供用を完了。

手数料名	金額
建設発生土受入手数料	建設発生土1 ³ mにつき、830円(税込み)

建設発生土受入手数料の徴収事務の流れは、以下のとおりである。

なお、市は建設発生土処理施設の管理運営を金沢建設業協同組合に委託しており、手数料徴収事務についても同組合に委託している。



②過去5年間の歳入決算の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
内川第2	12,361	11,344	17,654	9,897	—
内川第1	—	—	—	—	44,859

(単位：千円)

③手数料の減免

金沢市建設発生土処理施設の管理に關する条例第8条では「市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。」と規定されているが、これまでに減免した実績はない。

(監査手続)

①建設発生土受入手数料の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。

②建設発生土処理施設の視察及び現地事務所への往査を行い、建設発生土搬入記録と手数料入金記録の突合を行った。

③手数料を設定した際の資料を入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。

④上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、搬入承認申請書、搬入承認書、搬入伝票、納入通知書、完了届等

(監査結果)

①手数料の徴収事務について

金沢建設業協同組合の事務所において、平成26年度の建設発生土処理申請書全体から10件を無作為抽出し、搬入承認申請書、搬入承認書、搬入伝票、納入通知書、完了届を突合し、手数料が適正に納入されていることを確かめた。

これらの手続において、問題点は検出されなかった。

②手数料の妥当性について

建設発生土受入手数料の額については、建設工事費(用地費、補助金充当額を除く)のインシャルコストに、計画期間における管理運営費などのランニングコストを加えた総経費を、受入手数料で回収し、収支均衝させることを目標にして設定されている。

ア 平成14年度(内川第2供用開始)
 総経費(用地費を除く) ÷ 受入土量(総量)
 = 511,850千円 ÷ 77万³m = 664円/³m ⇒ 660円/³m

イ 平成26年度(内川第1供用開始)
 (総経費(用地費を除く) - 補助金充当額) ÷ 受入土量(総量)
 = (2,428,576千円 - 97,125千円) ÷ 280万³m = 833円/³m ⇒ 830円/³m

公共建設工事の進捗等に伴い、受入土量が推移することから、毎年度見直し計算を行っているほか、供用予定期間の延伸に伴って、手数料の改定を行っている。なお、表中の網掛けは手数料改定年度である。

表51 建設発生土受入手数料の推移

区分	内川第2										内川第1		
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		24	25
年度(平成)													
手数料(円)	算出	664	666	709	711	732	738	802	798	822	855	822	808
	価格設定	660	660	700	700	700	700	800	800	800	800	800	830

(注) 1. 平成16年度改定

$$\text{総経費(用地費を除く)} \div \text{受入土量(総量)}$$

$$= 545,899 \text{千円} \div 77 \text{万m}^3 = 709 \text{円/m}^3 \Rightarrow 700 \text{円/m}^3$$

2. 平成20年度改定

$$\text{総経費(用地費を除く)} \div \text{受入土量(総量)}$$

$$= 617,254 \text{千円} \div 77 \text{万m}^3 = 802 \text{円/m}^3 \Rightarrow 800 \text{円/m}^3$$

金沢市は、主に当市発注の公共工事からの発生土を受け入れるための施設を市内の内川地区に2か所計画した。そのうちの規模が小さい内川第2は、受入容量82万m³であり平成14年度から平成25年度まで供用された。その12年間の累計の手数料収入は584,121千円、同期間の累計の必要経費は用地取得費を除いて663,972千円であり、収支不足額は79,851千円となっている。

結果として収支不足となったのは、当初計画では平成18年度までを供用期間としていたのに対し、受入土量が想定より少なかったことに伴い、供用期間を平成25年度まで延長したためである。手数料は当初660円/m³であり、平成16年度及び平成20年度に改定が行われたが、当初の低い価格時に生じた収支不足を、後年で回収するという考え方は取らなかった。また、手数料改定の必要性について毎年検討はされているが、実際に改定する明確な基準を設けていないため、供用予定期間の延伸の決定に併せて手数料を改定しており、結果として、算出価格と設定価格の乖離が大きくなるまで改定が行われなかったことも要因である。

基本的な考え方として、本事業の必要経費は手数料収入で賄うべきである。よって、収支不足を後年で回収しないという考え方や明確な改定基準が設定されていないという点に疑問が残る。

平成26年度には内川第1が供用開始されているが、これについては内川第2より規模が大きくなるため、同じ考え方を採用していると、収支不足となる可能性がある。

金沢市のように地方自治体が事業として建設発生土の受入れを行っているのはまれであり、他の中核市では例がない。石川県内の他市町においては、全て民間施設であり、受入価格は以下のとおりである。

表52 石川県内の建設発生土処理施設(全て民間施設)

所在地	受入価格(円/m ³)	受入基準
七尾市	1,900	七尾市、中能登町内に限る
七尾市	2,000	なし
七尾市	2,000	なし
珠洲市	1,500	県内に限る
加賀市	1,200	異物混入不可
羽咋市	1,500	組合員に限る
かほく市	1,500	産業廃棄物の混入不可
白山市	920	白山市内に限る
津幡町	2,313	県内に限る、産業廃棄物の混入不可
志賀町	1,000	なし
平均	1,583	

県内の他市町にある建設発生土受入施設10か所の受入価格は、平均1,583円/m³、最高2,313円/m³、最低920円/m³であり、金沢市に比べるとかなり高い。

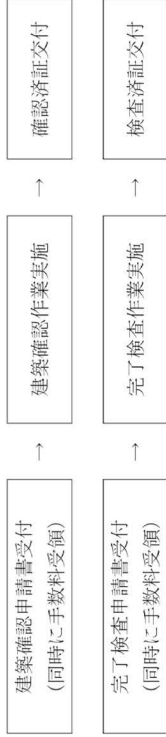
内川第2が供用されていた期間の平均受入土量実績が年間6.9万m³であるのに対して、内川第1の平均受入土量予定が年間20万m³であることを考えると、供用期間が予定より延長される可能性もある。市が本事業を管理運営することにより、公共事業が円滑に進捗する、盛土による土砂の崩落や流出等による災害発生防止及び施設周辺の自然環境の保全につながるというメリットがあることは認められるとしても、大きな収支不足は避けるべきである。

そのためには、状況に応じて、一部国及び県の公共事業の建設発生土を受け入れ、供用期間が大きく延長しないことなどを検討するほか、手数料の改定を行う明確な基準を設けるとともに、適時、改定を行うことで、収支の均衡を図っていく必要がある。

【意見】

建設発生土受入手数料については、改定を行う明確な基準を設けるとともに、適時、改定を行うことで、収支の均衡を図っていく必要がある。

建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料の徴収事務の流れは以下のとおりである。



②過去5年間の歳入決算の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
建築確認	12,223	10,400	14,797	19,767	17,538
完了検査	12,380	11,869	11,165	14,372	13,332

(単位：千円)

③手数料の減免

金沢市手数料条例第6条において、「市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。」と規定されており、建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料の減免に関する取扱については、「金沢市確認申請手数料等減免要綱」に、以下のとおり定められている。

減免理由	減免率
公共事業のために建物を収用され、新たに建物を建築する必要があるもの	1/2
災害により滅失・破損し災害から1年以内に建築などの工事に着工するもの	1/2
全体計画認定を受けた建物で建築などの工事に着工するもの	1/2
災害救助法の適用を受けた地域において災害の日から1年以内に工事に着工するもの	免除

平成26年度の減免実績は建築確認申請手数料で1件、4,500円、完了検査申請手数料で1件、6,000円である。これらは同一物件に対するものである。

(監査手続)

建築確認申請と完了検査申請は一対のものであるため、並行して監査手続を実施した。

①建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係書類を閲覧した。また平成26年度の建築確認申請書及び完了検査申請書と手数料入金記録の突合を行った。

②減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

③手数料を設定した際の資料を入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。

(2) 建築確認申請手数料、完了検査申請手数料

①概要

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準を定めた建築基準法では、建築主に対して、建築確認申請や完了検査申請を義務付けている。建築確認申請とは、建築主に対して、建築物の建築計画が建築基準法その他の建築基準関係規定に適合しているかを着工前に審査することを求めるものであり、次のいずれかにあてはまる建築物などを新築、増改築、移転、大規模修繕、用途変更をするときは、工事着手前に建築確認を受けなければならない。

- ・用途に供する床面積の合計が100㎡を超える特殊建築物(劇場、映画館、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、学校、百貨店、マーケット、展示場、倉庫、自動車庫など)
- ・3階建て以上又は延べ床面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超える木造建築物
- ・2階建て以上又は延べ床面積が200㎡を超える木造以外の建築物
- ・それ以外の建築物で都市計画区域内の建築物

また、完了検査申請は、その建築物が建築確認申請どおりに建築されたことを検査すること

を求めるものである。

その確認及び検査に際して、金沢市手数料条例に基づき、手数料を徴収している。

表53 建築確認申請手数料及び完了検査申請手数料 (単位：円)

床面積区分	建築確認申請手数料		完了検査申請手数料	
	構造計算無	構造計算有	中間検査無	中間検査有
30㎡以下	5,000	22,000	10,000	9,000
30㎡超～100㎡以下	9,000	31,000	12,000	11,000
100㎡超～200㎡以下	14,000	46,000	16,000	15,000
200㎡超～500㎡以下	19,000	70,000	22,000	21,000
500㎡超～1,000㎡以下	34,000	78,000	36,000	35,000
1,000㎡超～2,000㎡以下	48,000	100,000	50,000	47,000
2,000㎡超～10,000㎡以下	140,000	220,000	120,000	110,000
10,000㎡超～50,000㎡以下	240,000	360,000	190,000	180,000
50,000㎡超	460,000	670,000	380,000	370,000
建築設備(昇降機等)		14,000	13,000	—
工作物		15,000	9,000	—
建築設備(昇降機等)計画変更		7,000	—	—
工作物 計画変更		7,000	—	—

表中の作業内容と必要時間は、構造計算有の手数料を設定するために平成23年度に床面積区分ごとに案件ずつ建築確認申請作業を抽出し、実際に作業時間を測定して求めたものである。他のこの計算による算出手数料69,674円に対し、実際に設定された手数料は70,000円である。他の面積区分でも同様の方法で算出され、その全てにおいて、算出手数料と実際に設定された手数料は近似したものととなっている。なお、物件費は作業時間に比例して発生するものではないが、物件費の割合は4.6%と小さいため、簡便的に時間で割り振っている。

また、県庁所在地の中核市の状況は、以下のとおりである。例として、「床面積200㎡超500㎡以下」の場合を記載する。

表55 県庁所在地の中核市比較 (単位：円)

中核市名	床面積200㎡超500㎡以下		中核市名	床面積200㎡超500㎡以下	
	構造計算無	構造計算有		構造計算無	構造計算有
青森市	30,000	30,000	奈良市	27,000	55,000
盛岡市	27,000	27,000	和歌山市	26,000	54,000
秋田市	26,000	26,000	高松市	26,000	26,000
宇都宮市	37,000	37,000	松山市	26,000	26,000
前橋市	35,000	35,000	高知市	19,000	19,000
富山市	19,000	19,000	長崎市	28,000	28,000
金沢市	19,000	70,000	大分市	28,000	28,000
長野市	50,000	50,000	宮崎市	28,000	28,000
岐阜市	19,000	19,000	鹿児島市	28,000	28,000
大津市	35,000	53,000	那覇市	28,000	28,000
			平均	28,050	34,300

金沢市の建築確認申請手数料は構造計算無では平均より低く、構造計算有では平均を上回っており、構造計算有無の差を明確にしているという特徴がある。

実際に必要な事務作業時間は、構造計算有の方がはるかに多いため、負担すべき者に負担を求めるという公平性の観点では、他都市より優れていると言える。

また、完了検査申請手数料については、石川県内で手数料が統一されているが、金沢市においては、毎年、実際の作業時間に基づき、金額の妥当性を検証しており、妥当な金額であると云える。

また、改定履歴についても、例として、「床面積200㎡超500㎡以下」の区分を以下に記載する。

④上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、建築確認申請書、完了検査申請書、減免申請書、公金払込書兼領収証書等

(監査結果)

①手数料の徴収事務について
平成26年度の建築確認申請書全体から10件を無作為抽出し、公金払込書兼領収証書と突合し、種類別、面積別手数料基準に照らし、適正な手数料が徴収されていることを確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②手数料の減免について
「金沢市確認申請手数料等減免要綱」に規定されている減免理由については、合理性があり、妥当なものと判断する。

平成26年度の減免は、1件のみであるため、これについて減免要件の充足と入金額を確かめるとともに、減免の申請から承認までの手続を検証した。当該減免は公共事業による買取りを受けたため、代わりの建物を建築するものであり、減免要件を満たし、また、手続も適正に行われており、指摘すべき事項はない。

③手数料の妥当性について
建築確認申請手数料は前記のとおり、構造計算の有無や床面積の区分により設定されているが、例として、「構造計算有・床面積200㎡超500㎡以下」の設定方法を以下に記載する。

表54 作業内容

作業内容	必要時間(分)
書類審査処理時間計	1,143
事前相談	75
集団規定	109
単体規定	163
構造	714
設備	82
その他事務	60
確認時間合計	1,203

$$\begin{aligned} \text{確認時間合計} \times (\text{人件費単価} + \text{物件費単価}) &= \text{積算手数料} \\ \text{人件費単価} &: \text{金沢市役所全体の平均時間単価} \\ \text{物件費単価} &: \text{前年の発生物件費} \div (\text{作業人数} \times \text{就業時間}) \end{aligned}$$

この式に実際の数字をあてはめると、
 $1,203 \div 60 \times (3,314 + 161) = 69,674 \text{円} \approx 70,000 \text{円}$ となる。

表56 手数料の改定履歴

		(単位:円)	
建築確認申請手数料	平成11年5月1日新設	19,000	平成24年7月1日～ 構造計算無 構造計算有 19,000 70,000
	完了検査申請手数料	22,000	平成18年4月1日～ 中間検査無 中間検査有 22,000 21,000

(注)平成11年4月以前は、建築確認申請と完了検査申請は全体で1つの手続であり、その手数料は国が決定していた。

建築確認申請手数料では、受益者負担を明確にするため、構造計算の有無を区分した平成24年度に改定が行われている。適宜、改定しているとはいえない状況ではあるが、前記のとおり、現在の価格に妥当性があり、また、手数料の算出根拠となる人件費単価及び物件費単価も毎年把握されているので、検証するための情報は入手できしており、問題はない。

また、完了検査申請手数料は、平成17年に起こった構造計算書偽装問題(耐震偽装問題)を契機に、中間検査の有無を区別した平成18年度以降、改定が行われていないが、現在の価格に妥当性があり、建築確認申請手数料と同様、問題はない。

(3) 廃棄物処理手数料

(3-1) 廃棄物処理手数料(埋立・焼却処分)

①概要

事業系ごみは、排出事業者が収集運搬業者に収集を委託して処理するか、排出事業者自らが廃棄物処理施設に直接搬入し処理している。金沢市では廃棄物処理施設として、山間地域に最終処分場である戸室新保埋立場を、都市部に焼却施設である東部環境エネルギーセンターと西部環境エネルギーセンターの合わせて3施設を設置している。これらの施設で廃棄物を受け入れ、埋立や焼却処分を行う際は、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づき、手数料を徴収している。施設の概要及び手数料は次のとおりである。

最終処分場の概要

名称	戸室新保埋立場	総面積
所在地	金沢市戸室新保り48番地1	埋立面積 286,000㎡
開設年月	平成6年4月	埋立面積 180,000㎡
埋立期間	平成6年4月～同34年3月(予定)	埋立容量 3,946,000㎡
		埋立工法 サンドイッチ工法(注)

(注)廃棄物の一定堆積量ごとに覆土を行い、廃棄物の飛散や害虫などの発生を防ぐ方法。

焼却施設の概要

名称	東部環境エネルギーセンター	西部環境エネルギーセンター
所在地	金沢市鳴和台357番地	金沢市力町ハ3番地1
敷地面積	18,029㎡	10,020㎡
延床面積	9,988㎡	14,779㎡
竣工	平成3年3月	平成24年3月
総事業費	約73億円	約133億円
処理能力	250 t / 24 h (125 t / 24 h × 2 基)	340 t / 24 h (170 t / 24 h × 2 基)

手数料

区分	金額(消費税を含む)
埋立場に搬入された一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う場合(注)1	<ul style="list-style-type: none"> 1回の搬入量が2,000kgを超える場合 100kgまでごとに 972円 1回の搬入量が500kgを超え2,000kg以下の場合 100kgまでごとに 864円 1回の搬入量が500kg以下の場合 1,400円
一般廃棄物収集運搬業者から東部環境エネルギーセンター又は西部環境エネルギーセンターに搬入された一般廃棄物の処分を行う場合(注)2	<ul style="list-style-type: none"> 20kgまでごとに 172円
一般廃棄物収集運搬業者以外の者から東部環境エネルギーセンターに搬入された一般廃棄物の処分を行う場合(注)3	<ul style="list-style-type: none"> 20kgまで 172円 20kgを超える10kgまでごとに 86円

③手数料の減免
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第35条では「市長は、天災、火災その他の理由により特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。」と規定されており、減免に関する取扱いについては、「廃棄物処理手数料減免事務取扱要領」に定められている。
平成26年度の減免実績は、19件、3,687千円である。これは、全て火災等によるものである。

(監査手続)
①廃棄物処理手数料(埋立・焼却処分)の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。

②所管課である環境政策課では、廃棄物カード(金券)の販売記録と入金記録の突合を行った。東部環境エネルギーセンターでは、廃棄物の搬入記録と入金記録の突合を行った。戸室新保理立場では廃棄物カードの販売と廃棄物の受入れの両方を行っているため、両方の手続を行った。

③減免について、申請から承認までの手続が適正に行われているか検証した。

④手数料を設定した際の資料を入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。

⑤上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、搬入届出書、公金払込書兼領収証書、廃棄物カード出納簿、廃棄物カード整理簿、廃棄物処理手数料減免申請書、り災証明書等

(監査結果)
①手数料の徴収事務について

ア 環境政策課

窓口購入受付簿、廃棄物カード出納簿、公金払込書兼領収証書の突合を11件行った。また、平成27年8月25日の廃棄物カードの実在数と廃棄物カード出納簿の突合を行った。

イ 東部環境エネルギーセンター

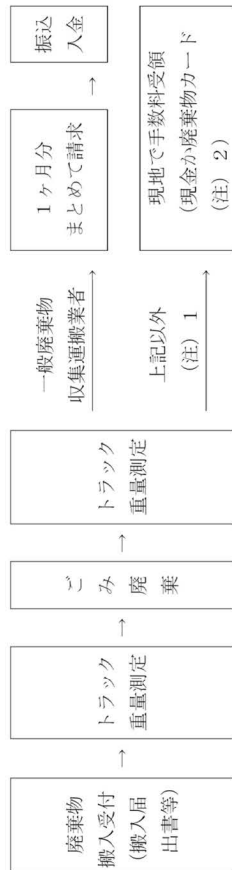
搬入届出書、領収書控、歳入調定簿兼収入原簿の突合を5件行った。
ウ 戸室新保理立場

現金領収については、埋立場搬入届出書と搬入日報の突合を5件行った。廃棄物カード販売については、廃棄物カード出納簿、廃棄物カード整理簿、領収書控の突合を5件行い、併せて平成27年8月25日の廃棄物カードの実在数と廃棄物カード出納簿の突合を行った。以上、これらの手続は全て適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②手数料の減免について
減免の申請から承認までの手続を検証したが、廃棄物処理手数料減免事務取扱要領に基づ

(注) 1. 100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
2. 1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
3. 10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
廃棄物処理手数料(埋立・焼却処分)の徴収事務の流れは以下のとおりである。

ア 廃棄物受入れと手数料徴収事務の流れ(戸室新保理立場、東部環境エネルギーセンター、西部環境エネルギーセンター)



(注) 1. 西部環境エネルギーセンターを除く。
2. 戸室新保理立場のみ。

イ 廃棄物カード販売と手数料徴収事務の流れ(環境政策課、戸室新保理立場)
廃棄物カードとは、埋立場で廃棄物処理手数料を支払うための金券であり、1万円券から20万円券までの6種類がある。

②過去5年間の歳入決算等の推移

区分	平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度					平成26年度									
	234,192	33,763	36,969	163,460	423,402	245,794	33,958	42,076	169,760	422,882	216,945	32,221	43,582	138,040	3,102	245,189	38,623	47,115	144,190	437,594	225,195	38,469	47,876	138,850	15,261	437,594	459,750	451,832	7,064	682,783
埋立処分計①																														
一般廃棄物収集運搬業者																														
現金搬入																														
廃棄物カード																														
災害廃棄物																														
焼却処分計②																														
一般廃棄物収集運搬業者																														
自己搬入																														
合計(①+②)																														

き適切に行われており、指摘すべき事項はない。

③手数料の妥当性について

平成9年の金沢市廃棄物総合対策審議会において、事業系ごみの処理手数料は処理原価の100%を目標値として、段階的に改定を進めていくとされているが、平成17年度以降、実質的な改定は行われていない状況にある。

表57 改定履歴 (単位：円)

区分	平成6年度	平成8年度	平成9年度	平成12年度	平成17年度	平成26年度
	埋立場搬入処分 手数料	412	618	630	735	945
環境エネルギー センター搬入処 分手数料	309	515	525	630	840	864
	1,000	1,200	1,200	1,400	1,400	1,400
自己搬入 10kg毎	41	51	52	63	84	86

(注) 平成9年度及び平成26年度の改定は、消費税率の引き上げに伴う改定である。

平成26年度に消費税増税相当分を、手数料に転嫁する改定を行っているが、処理原価に対する負担率は以下のとおり、目標の100%にはほど遠い状況にある。

表58 平成26年度改定後の負担率

区分	金額(円/kg)	負担率(%)
埋立場搬入 2,000kg超	9.72	66
処分手数料 500kg超2,000kg以下	8.64	59
500kg以下(注)	4.67	32
環境エネルギーセンター搬入処分手数料	8.64	59

(注) 埋立場搬入処分手数料(500kg以下)は、引越しなどに伴う家庭からの多量ごみが搬入されるため、負担率は50%を目標としている。

表57で記載したとおり、この20年間で、ほぼ2倍の金額となったが、現状では廃棄物処理原価の全額回収にはほど遠い状態である。改定が小額にとどまる理由は、次のとおりである。

- ・民間の経済状況が悪化している中で、改定は理解されがたいため
- ・廃棄物処理原価が上昇している主な理由が、ごみ量の減少であるため

このように、手数料の改定に当たって明確な基準はなく、その時々々の状況に応じて改定され

てきた。

次表は、可燃ごみを処理施設に搬入した場合の手数料を、県庁所在地の中核市と比較したものである。

表59 県庁所在地の中核市との比較 (単位：円/kg)

中核市名	手数料	中核市名	手数料	中核市名	手数料
青森市	10.0	長野市	13.0	高知市	12.0
盛岡市	10.0	岐阜市	無料	長崎市	6.2
秋田市	11.5	大津市	19.4	大分市	10.0
宇都宮市	22.2	奈良市	10.0	宮崎市	3.2
前橋市	18.0	和歌山市	13.0	鹿児島市	7.0
富山市	18.0	高松市	15.5	那覇市	11.0
金沢市	8.6	松山市	15.0	平均	12.3

各都市の条件が完全に一致しているわけではないため単純比較できない側面もあるが、金沢市の廃棄物処理手数料は、他都市に比べて低い水準にあると思われる。

こうした状況を踏まえ、金沢市においては、家庭ごみの有料化制度の導入に合わせ、事業系ごみについても減量及び資源化を推進するため、当該手数料の改定について、金沢市廃棄物総合対策審議会に諮問したところである。

平成28年2月には、同審議会から答申がなされ、当該手数料の改定が認められた状況にある。今後、答申どおりに改定を行い、受益者負担の適正化を図る必要がある。

【意見】

廃棄物処理手数料(埋立・焼却処分)については、金沢市廃棄物総合対策審議会の答申どおりに改定を行い、受益者負担の適正化を図る必要がある。

(3-2) 廃棄物処理手数料(家庭系)

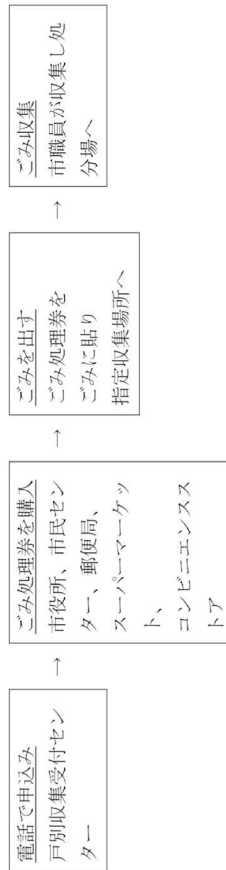
①概要

金沢市は、家庭系のごみのうち、定められた日時と場所に出す燃やすごみ、燃やさないごみ、資源回収ごみ、あきびんの収集は無料で行っているが、粗大ごみ、多量ごみ、ペットの死体(以下「有料粗大ごみ等」という。)については有料としており、これらを収集する際に、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づき、手数料を徴収している。

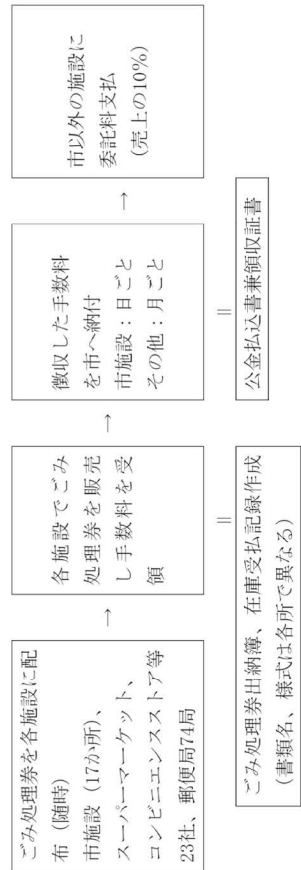
区分	金額(消費税を含む)
粗大ごみの収集等を行う場合 (中型ごみ、大型ごみ)	1点につき 1,000円以内で品目別に 規則で定める額(注)
臨時多量ごみの収集等を行う場合 (多量ごみ)	2 t 標準車両1台につき 9,700円
犬、猫等の死体の収集等を行う場合 (下記に掲げる場合を除く。)(ペットA)	1体につき 2,400円
犬、猫等の死体の収集等を行う場合 (処分を専用の炉において行う場合に限る。)(ペットB)	1体につき 5,600円

(注) 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則により、一番長い辺が140cm以下の粗大ごみ1個当たり500円、一番長い辺が140cmを超える粗大ごみ1個当たり1,000円としている。

なお、市民が有料戸別収集を依頼する際の手順は次のとおりである。



廃棄物処理手数料(家庭系)の徴収事務の流れは以下のとおりである。



②過去5年間の歳入決算の推移

(単位：千円)

販売場所	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
郵便局(74局)	10,133	10,109	9,420	10,115	9,446
スーパーマーケット、コンビニエンスストア等(23社)	28,949	29,293	27,692	33,146	28,174
市施設(17か所)	933	868	903	993	4,196
合計	40,015	40,270	38,015	44,254	41,816

(注) 平成26年度の市施設の歳入が増加したのは、消費税増税による手数料改定に伴い新しいごみ処理券を複製したが、民間販売用ごみ処理券が不足し、市施設での購入を勧奨したためである。

③手数料の減免

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第35条では「市長は、天災、火災その他の理由により特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。」と規定されているが、平成26年度に減免した実績はない。

(監査手続)

①廃棄物処理手数料(家庭系)の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。

②郵便局、スーパーマーケット、市施設のうち各1か所ずつ(金沢南郵便局、アピタ金沢店、泉野市民センター)で、ごみ処理券の出納簿と受払記録、現在在庫の突合を行った。

③手数料を設定した際の資料入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。

④上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、公金払込書兼領収証書、出納簿、在庫受払一覧表、預り金払出票、棚卸一覧表等

(監査結果)

①手数料の徴収事務について
ア 金沢南郵便局
平成27年9月の在庫受払一覧表、預り金払出票、棚卸一覧表、平成27年9月16日現在の
ごみ処理券現物在庫の突合を行った。

イ アピタ金沢店
平成27年5月～8月のごみ処理券出納簿兼手数料集計表、公金払込書兼領収証書、ごみ処理券の保管半券を突合した。

ウ 泉野市民センター

出納簿、公金払込書兼領収証書、平成27年9月16日現在のごみ処理券現物在庫の突合を行った。

以上、これらの手続は全て適正に処理されており、問題は検出されなかった。

②手数料の妥当性について

昭和63年度の金沢市廃棄物処理審議会において、家庭系の廃棄物のうち有料粗大ごみ等については、処理費用の50%を、受益者に負担してもらう方針としている。その「負担率50%」を目標として手数料が設定されており、平成25年度の実績値は目標の50%をわずかに下回っている状況にあるが、理立・焼却系のごみや家庭系の無料ごみと共通して発生する経費や重量の抜分を計算過程で使用しているため、誤差範囲と考えてよい。

表60 平成25年度の負担率 (単位：円)

廃棄物処理手数料収入④	44,254,900
廃棄物処理費用⑤	90,482,124
粗大ごみ、多量ごみの収集経費	66,760,094
ペットの収集経費	5,787,370
理立及び焼却に要する処分経費	17,934,660
費用に対する収入の割合(負担率)④÷⑤	48.9%

(参考) 廃棄物処理費用の算出方法

粗大ごみ、多量ごみ、ペットとも、収集経費は有料粗大ごみ等収集業務に係る受付経費、車輛減価償却費、収集委託費及び人件費を集計したものであり、正確な費用が把握されている。他方、処分経費については、有料粗大ごみ等についてのみを把握することはできないため、便宜上、理立・焼却に要する総費用を総処理量で割って処分単価を計算し、これに有料粗大ごみ等の収集量を乗じて算出している。

なお、有料粗大ごみ等の区別の負担率は、以下のようになっており、区分によってかんなのばらつきがある。

表61 区分別負担率

区分	処理費用(円)	手数料収入(円)	負担率(%)
中型ごみ	701	500	71.3
大型ごみ	2,100	1,000	47.6
多量ごみ	32,511	9,700	29.8
犬猫(ペットA)	2,920	2,400	82.2
犬猫(ペットB)	6,295	5,600	89.0

区分ごとの処理費用は、収集経費と処分原価のkg当たり単価に、1件当たりの平均重量(ごみ区分ごとに設定されている)を乗じて算定したものである。

1件当たりの平均重量算出方法の正確性についても検証したが、過去の実測数値の平均を採

用しており、その考え方に問題はなかった。

当該手数料は、平成14年度に粗大ごみ収集事務の全面的な改正が行われ、現在の制度となったが、それ以降に手数料改定が行われたのは、平成26年度のみである。

この改定は、消費税増税に対応したものとペットの死体を専用炉で焼却する区分を新設したものである。

平成14年度以降、消費税増税への対応以外は改定が行われていないが、多量ごみを除き、目標とする負担率50%が概ね達成されているため、特に問題はないと考えられる。

また、県庁所在地の中核市における有料ごみの処理手数料については、以下のとおりである。

表62 県庁所在地の中核市の有料ごみの処理手数料 (単位：円)

中核市名	中型ごみ	大型ごみ	多量ごみ
青森市	800	800	—
盛岡市	600	1,200	—
秋田市	200,500	1,000,1,500	—
宇都宮市	830	830	—
前橋市	無料	無料	—
富山市	重量	重量	重量
金沢市	500	1,000	ごみ収集車(2t車)1台9,700
長野市	重量	重量	2tトラック1台24,600(注2)
岐阜市	400~800	800~1,600	—
大津市	重量	重量	—
奈良市	無料	無料	—
和歌山市	無料	無料	—
高松市	510	1,020~2,040	—
松山市	無料	無料	—
高知市	無料	無料	—
長崎市	514	1,028	—
大分市	重量	重量	軽貨物自動車1台2,140
宮崎市	500~2,500	—	—
鹿児島市	350	700	—
那覇市	300	300	—

(注) 1. 重量と記載されている都市は、ごみの大きさではなく重量で料金を決めている。
 中型ごみと大型ごみの区別は金沢市と一致している訳ではないが、概ね近い区分で分けられている。無料となっている都市は、1回の回収量を制限することによって廃棄物の増加を防止している。

2. 2tトラック1台24,600円、1/2台15,500円、1/4台10,900円となっている。

各市において様々な料金体系が取られており、その状況を一つの表で示すことは難しいが、金沢市が設定している手数料は、他都市と比べても標準的な水準にあり、その体系については簡易な区分方法が採用されていると言える。

(3-3) 廃棄物処理手数料(処理業許可等)

①概要

廃棄物や廃自動車の適正処理、浄化槽の適正な維持管理を図るため、法令等により、廃棄物処理業や浄化槽清掃業を行う際は、地方自治体の許可や登録が必要である。その許可等に際して、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づき、手数料を徴収している。その許可等は全部で9種49区分に分かれるが、主な区分は次のとおりである。

手数料名	主な区分		金額(円)	事業者数
	種類	手続		
一般廃棄物処理業等許可申請手数料	収集・運搬	新規	10,000	38
		更新	10,000	
		変更	10,000	
	処分	新規	10,000	6
		更新	10,000	
		変更	10,000	
浄化槽清掃業許可申請手数料	-	更新	10,000	1
	収集・運搬	新規	81,000	76
更新		73,000		
変更		71,000		
産業廃棄物処理業等許可申請手数料	処分	新規	100,000	32
		更新	94,000	
		変更	92,000	
	収集・運搬	新規	81,000	17
		更新	74,000	
		変更	72,000	
特別管理産業廃棄物処理業等許可申請手数料	処分	新規	100,000	3
		更新	95,000	
		変更	95,000	
	収集・運搬	新規	130,000	10
		更新	又は 110,000	
		変更	又は 120,000	
施設設置等許可申請手数料	施設設置	新規	100,000	10
	施設設置	変更	33,000	

簡易な制度にすることにより行政コストが削減されている面もあるが、手数料については区分ごとに検証する必要がある。

特に、負担率が最も低くなっている多量ごみについて、他都市においては自己搬入を原則としており、金沢市のように収集する都市は4市となっている。他都市にはないサービスを提供しており、その受益者には、適正な負担を求める必要がある。

【意見】

廃棄物処理手数料(家庭系)のうち、多量ごみについては、目標とする負担率を大きく下回っていることから、適正な受益者負担を求める必要がある。

②過去5年間の歳入決算の推移

手数料名	(単位：千円)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般廃棄物処理業等許可申請手数料	230	250	260	200	260
浄化槽清掃業許可申請手数料	—	10	—	10	—
産業廃棄物処理業等許可申請手数料	14,888	1,745	1,100	1,099	1,167
特別管理産業廃棄物処理業等許可申請手数料	1,303	220	491	563	391
一般廃棄物処理施設設置等許可申請手数料	—	99	33	33	—
産業廃棄物処理施設設置等許可申請手数料	360	600	374	482	273
汚染土壌処理業許可申請手数料	240	—	—	—	—
使用済自動車資源化事業者許可申請手数料	—	147	—	—	574
使用済自動車資源化事業者登録申請手数料	35	51	724	64	173
合 計	17,056	3,122	2,982	2,451	2,838

(注) 平成23年度に大きく減少したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、産業廃棄物収集運搬業許可について規制緩和がなされ、石川県許可があれば金沢市においても業を行えることとなったためである。

(監査手続)

- ① 廃棄物処理手数料(処理業許可等)の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。
- ② 平成26年度の産業廃棄物処理業等許可申請及び使用済自動車資源化事業者許可申請について申請書類一式の記載内容を検討し、併せて記載された手数料が金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例と整合していることを確認した。
- ③ 手数料を設定した際の資料を入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。
- ④ 上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、公金払込書兼領収証書、各申請書等

(監査結果)

- ① 手数料の徴収事務について
平成26年度の産業廃棄物処理業等許可申請については3件、使用済自動車資源化事業者許可

手数料名	主な区分		金額(円)	事業者数
	種類	手続		
産業廃棄物処理施設設置等許可申請手数料	施設の設置	新規	140,000 又は 120,000	47
		変更	130,000 又は 110,000	
	施設の定期検査	新規	33,000	1
		更新 変更	224,000 222,000	
汚染土壌処理業許可申請手数料	解体業	新規	78,000	7
		更新	70,000	
	破砕業	新規	84,000	3
		更新	77,000	
		変更	75,000	
使用済自動車資源化事業者登録申請手数料	引取業	新規	4,000	248
		更新	3,500	
	フロン類回収業	新規	5,000	34
		更新	4,000	

各手数料については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、土壌汚染対策法、使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)に基づき、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に、49区分全てが規定されている。
なお、許可、登録に関する申請手数料の流れは、以下のとおりである。



表64 産業廃棄物処分業許可更新手数料の検証資料

区分	手数料の金額		算定額		所要時間×人員
	1件当たり経費 (円)	内容	所要時間(分)	人員(名)	
人件費		受付	35	1	35
		審査	245	2	490
		現地調査	530	2	1060
		起案決議	15	6	90
		許可証作成	5	1	5
	交付	5	1	5	
	その他				
		合計			1,685(分)
		1件当たり所要給与費			
	93,484	55.48(円)×1件当たりの所要時間			93,484(円)
報酬		内容	委員報酬	人員(名)	1日当たり件数
			専門知識を有する者に対する意見聴取費		
		1件当たり報酬	委員報酬×人員÷1日当たり件数		(円)
印刷製本費		申請書	20.0		
		許可証	2.5		
		起案復命書			
		査定表			
		決済簿			
		封筒			
		その他			
	23	合計	22.5		
物件費		車輻償却費	180(分)	車輻償却費(1時間当たり)	109.9(円)
	329	ガソリン代		車輻償却費(1件当たり)	329(円)
			1件当たりの距離	ガソリン1km当たりの単価	15.984(円)
			20(km)	1件当たりのガソリン代	319(円)
その他の経費		旅費	(円)		
	100	通信運搬費	100(円)		
		消耗品	(円)		

申請については7件の申請書類一式の記載内容を検討し、併せて、記載された手数料が金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例と整合しているかどうかを確認したが、適正に処理されており、問題点は検出されなかった。

②手数料の妥当性について

当該手数料は、全て法令等に基づく手数料であるため、基本的には、法令改正等に伴う国の制度改正時に、改定が行われてきた。

表63 手数料の改定履歴 (単位：円)

手数料名	前々回改定	前回改定	現在
一般廃棄物処理業等許可申請手数料		昭和53年4月1日	昭和59年4月1日
		5,000	10,000
浄化槽清掃業許可申請手数料		昭和53年4月1日	昭和59年4月1日
		5,000	10,000
産業廃棄物処理業等許可申請手数料	平成8年2月1日	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	69,000	72,000	73,000
特別管理産業廃棄物処理業等許可申請手数料	平成8年2月1日	平成11年4月1日	平成12年4月1日
	70,000	72,000	74,000
一般廃棄物処理施設設置等許可申請手数料	平成4年7月4日	平成8年2月1日	平成12年4月1日
	97,000	110,000	130,000
産業廃棄物処理施設設置等許可申請手数料	平成4年7月4日	平成8年2月1日	平成12年4月1日
	97,000	120,000	140,000
汚染土壌処理業許可申請手数料			平成21年10月23日
			240,000
使用済自動車資源化事業者許可申請手数料			平成16年7月1日
			70,000
使用済自動車資源化事業者登録申請手数料			平成17年1月1日
			3,500

(注) 1. 複数の区分があるため、平成22年度から平成26年度までの5年間で最も多く収入が計上されている区分を記載している。

- 産業廃棄物処理業等許可申請手数料(収集運搬業許可更新申請手数料)
- 特別管理産業廃棄物処理業等許可申請手数料(収集運搬業許可更新申請手数料)
- 汚染土壌処理業許可申請手数料
- 使用済自動車資源化事業者許可申請手数料(解体業許可更新申請手数料)
- 使用済自動車資源化事業者登録申請手数料(引取業登録更新申請手数料)

2. 新設区分があるため比較可能な区分(処理施設設置許可申請手数料)を対象として記載している。

また、当該手数料の妥当性を検証する資料は、毎年度作成されている。例として、産業廃棄物処分業許可更新手数料を以下に記載する。

この資料は、基本的に区分ごとに作成されており、それによる算定額は、全て現行の手数料と近似している。しかし、この資料は形式的に作成されており、実態を反映しているかどうか検証が十分でない。

地方公共団体が行う事務作業で住民に手数料を請求するものうち、全国的に統一して定めることが特に必要なものについては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「手数料令」という。）でその金額が定められている。

当該手数料のうち、一般廃棄物関連の手数料及び自動車リサイクル法に基づく手数料については、主として他の自治体の手数料を参考に設定しており、産業廃棄物関連の手数料は、手数料令に基づき設定している。

手数料令を定めるのは国であるが、実態を把握して、現在の手数料が妥当かどうかを検討する役割を地方自治体も果たさなければならない。

当該手数料は、受益者、すなわち廃棄物処理業者が全額負担すべきであり、公的な補助をするものではない。

前記の建築確認申請手数料では、手数料の改定に際して、区分ごとに案件の作業を抽出し、実際の作業時間を測定して、その妥当性を検証した事例もことから、処理業許可等に係る廃棄物処理手数料についても、事務作業に相当する金額が、手数料として回収されているか検証する必要がある。

【意見】

廃棄物処理手数料（処理業許可等）については、事務作業に相当する金額が、現行の手数料で回収されているか検証する必要がある。

(4) 住民票写し交付手数料、諸証明書交付手数料

①概要

住民票写し及び印鑑登録証明書などの諸証明書は、平成27年4月1日現在、市役所市民課、各市民センター（市内14か所）、自動交付機（市内11か所）、郵便局（市内4局）、広域行政窓口サービス（県内9市町役場）において交付しており、交付に際して、金沢市手数料条例に基づき、手数料を徴収している。

表65 住民票写し交付手数料等

区分	金額
住民票写し交付手数料	300円
印鑑登録証明書交付手数料	300円
資産証明書交付手数料	300円
所得課税証明書交付手数料	300円
納税証明書交付手数料	300円
その他証明書交付手数料	1,300円
	上記以外 300円

住民票写し交付手数料及び諸証明書交付手数料の徴収事務の流れは、以下のとおりである。



②過去5年間の歳入決算の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住民票写し	62,387	61,175	63,377	74,088	67,300
諸証明書	74,770	68,912	67,423	66,361	66,007

(単位：千円)

③手数料の減免等

住民票写し交付手数料及び諸証明書交付手数料には、手数料を徴収しないものとして、公用、無料、減免の3種がある。

公用とは、官公署から請求があったもの又は国若しくは地方公共団体の職員が公用で請求したものである（金沢市手数料条例第5条第3号）。

無料とは、法律や条例等であらかじめ手数料を徴収しないこととされているものである。これらは市の裁量で無料とするものであり、無料にするための申請書や手続は存在しない。

平成26年度において金沢市が発行した住民票写し及び諸証明書は合計492,339通のうち、手数料を徴収しないものは合計64,108通（公用17,580通、無料46,528通）であった。

減免は、発生した手数料の一部又は全部を消滅させるものであり、近年では大きな自然災害（浅野川大雨災害、東日本大震災）の被災者に係る各種証明書交付手数料が減免されたが、平成26年度においては実績がない。

(監査手続)

①住民票写し交付手数料及び諸証明書交付手数料の徴収事務の流れと作成書類について、所管課にヒアリングを行い、関係資料を閲覧した。

②無料で発行されている諸証明書交付申請書を1ヶ月分閲覧し、無料として取り扱われていることが適切かどうかを検討した。

③手数料を設定した際の資料の入手し、算出方法を確認するとともに、その妥当性について検討した。

④上記資料により、手数料の改定履歴を確認するとともに、その妥当性について検討した。

閲覧資料：歳入調定簿兼収入原簿、諸証明書交付申請書、価格算定資料等

(監査結果)

①手数料の徴収事務について

平成26年度中で無作為に3つの指定日を監査人が選択し、市民課と元町市民センターで受付けた諸証明書交付申請書の合計額が歳入調定簿兼収入原簿と一致することを確かめた。取納面において、問題点は検出されなかったが、以下の事務については、より慎重な対応が必要である。

諸証明書の交付申請を受け付ける際、市民課等の窓口担当者は申請者の本人確認を行うことになっている。本人確認の方法については「証明書等の交付請求等に関する本人確認事務取扱要綱」に定められている。

諸証明書交付申請書の下欄には、窓口担当者が本人確認をどのように行ったかを記載する部分がある。今回の監査では208件の諸証明書交付申請書を抽出し、閲覧したが、そのうち2件でどのように本人確認をしたか記載のないものがあった。

また、代理人からの交付申請を受け付ける場合には、「諸証明及び住民異動届等本人確認マニュアル」に定められており、代理権限を確認することが必要とされている。

監査の対象とした諸証明書交付申請書のうち、1件だけ本人と姓も異なる代理人による申請があったが、どのように代理権限を確認したか、記載のないものがあった。

これらは、単なる記載漏れと考えられるが、マイナンバー制度が施行され、個人情報保護の意識と重要性が一層高まってきていることから、諸証明書等の交付に当たっては、より一層正確かつ慎重に対応する必要がある。

【意見】

住民票写し及び諸証明書の交付に当たっては、基本的な確認作業が漏れることのないよう、より一層正確かつ慎重に対応する必要がある。

②無料で交付された諸証明書について

平成27年10月に市民課窓口で発行された無料の諸証明書30通に関する書類を閲覧したところ、次のような状況であった。

1	軽自動車税の納税証明書	10通
2	就学奨励費補助金交付申請用の所得証明書	1通
3	戸籍に記録がないことの告知書	14通
4	住所地在存在しないことの証明書	1通
5	住居表示変更通知書	2通
6	固定資産価格通知書	2通

上表のうち、1から4までは「金沢市手数料免除に関する取扱い及び証明に関する取扱い要領」に記載されているものであり、その根拠となる法令、条例等との整合性も確認できた。

5と6については同要領に記載はなかったが、両方とも通知書であり証明書ではないため、手数料を請求すべき書類に当たらないと解釈しているとのことである。

これらの手続において、問題点は検出されなかった。

③手数料の妥当性について

住民票写し交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料については、戸籍手数料令に規定されていた戸籍記載事項証明書の手数料と同額に設定していた。

平成5年1月1日から戸籍記載事項証明書の手数料が200円から300円に改定されたことに伴い、住民票写し交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料も200円から300円に改定した。

平成12年に戸籍手数料令が廃止され、その内容は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」(以下「手数料令」という。)に引き継がれた。手数料令では、現在、戸籍記載事項証明書の手数料は350円となっているが、以下のとおり、証明書発行等に関する原価相当額は、現在の手数料で回収できているため、平成5年の改定以来、手数料は改定されておらず、300円のままとなっている。

表66 平成26年度の証明書発行等に関する原価相当額

区分	所要時間	人件費	物件費	合計	現行手数料
住民票写し	4.9分	272円	7.12円	279円	300円
印鑑登録証明書	4.9分	272円	5.78円	278円	300円
住家用家屋証明書	22.0分	1,221円	55.00円	1,276円	1,300円

(注)人件費は平成26年度の金沢市役所全体の平均時間単価で算出し、物件費は交付申請用紙、証明書用紙、プリンターインク代の合計額である。

第4 総括

1 使用料及び手数料の設定の現状

使用料及び手数料の設定方法を区分すれば、「第3 外部監査の結果」の各項に記載のとおり、以下のようなになる。

表68 使用料の設定方法

コストを基に決定	類似施設等を参考に決定
近江町交流プラザ、I Tビジネスプラザ武蔵、駅前広場（一部不明）	キゴ山周辺施設、体育施設、芸術文化ホール、文化施設

(注) 観光駐車場は、不明。

表69 手数料の設定方法

コストを基に決定
建設発土受入手数料、建築確認申請手数料、完了検査申請手数料、廃棄物処理手数料(埋立・焼却処分、家庭系、処理業許可等)、住民票写し交付手数料、諸証明書交付手数料

使用料は、施設ごとに条例で使用料が定められているものの、使用料設定に際して統一的な基準はなく、コストを基に決定する方法と類似施設等を参考に決定する方法に大別される。

コストを基に使用料の設定をしている近江町交流プラザとI Tビジネスプラザ武蔵では、コストの集計範囲に違いがみられる。

また、類似施設等を参考に決定している場合では、一定程度の受益者負担を求める必要があるが、類似施設等との比較検証が主となっており、原則受益者負担という考え方が希薄している。手数料は、コストを基に設定しているが、廃棄物処理手数料(埋立・焼却処分、家庭系)については、受益者負担の割合を設定しているものの、実際にはその負担割合を下回っている。

これらのことは、使用料及び手数料が施設の利用等にかかる行政サービスの対価として、施設の維持管理費等のコストに充てられているが、不足分は市が税金等で補っており、結果的に市民の負担となっている現状にあると言える。

2 使用料及び手数料の設定の方向性

上記を踏まえ、使用料及び手数料の設定に当たっては、施設の利用等にかかる行政サービスに対する適正な受益者負担を求めるとともに、行政サービスの利用者として利用しない市民との負担の公平性を確保することが重要である。

そのためには、以下の点について検討・実施する必要がある。

また、他の中核市の状況は、以下のとおりである。

表67 中核市の住民票写し交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料状況

150円	200円	250円	300円	350円	400円	平均
1市	7市	2市	29市	4市	1市	276円

原価相当額の状況、他の中核市の状況から見ても、住民票写し交付手数料及び印鑑登録証明書交付手数料は、妥当な水準と考えられる。

金額が異なる住宅用家屋証明書交付手数料については、手数料令に定めがなく、金沢市独自で手数料を設定している。平成9年以降、改定が行われていないが、手数料の設定方法については、表66のとおりである。

住宅用家屋証明書交付手数料については、交付件数が非常に少ないため、他の中核市との比較は省略したが、原価相当額を現行手数料で回収できており、妥当な水準と考えられる。

(1) 合理的かつ適正な受益者負担の検討・設定

まずは、行政コストを利用者と市がどのような割合で負担しているか、現状を的確に把握し、現行の使用料及び手数料の妥当性を検証する必要がある。そのためには、使用料であれば、施設類型ごとに統一的な算定基準を設定し、標準金額を算出した上で、現行使用料との比較検証を行うことが必要である。受益者負担を原則としつつも、それぞれの特殊性等を考慮しながら、合理的かつ適正な受益者負担となるよう検討する必要がある。

(2) 定期的な検証と記録

金沢市では3年に一度、使用料及び手数料の見直しを検討することになっていることから、今後も定期的に検証を行い、その過程を記録に残す必要がある。

(3) 行政コストの削減

効率的な施設運営等により、行政コストを削減し、利用者の負担増加とならないよう工夫する必要がある。

(4) 市民への説明と理解

上記事項について、条例の制定や予算等を通じて公表し、市民に分かりやすく説明するとともに、理解を得る必要がある。

以上

平成28年(2016年)4月11日 印刷
平成28年(2016年)4月11日 発行
定価 120円

発行人 発行所 印刷所
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄